

第二期山口市子ども・子育て支援事業計画 (案)

令和2年2月

山 口 市

目次

第1章 計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 提供区域の設定	4
5 計画の進行管理	6

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 子ども・子育て支援を取り巻く国の動き	7
2 本市の子ども・子育ての現状と課題	9
(1) 人口等の動向	9
(2) 未婚率の推移	12
(3) 世帯数の推移	13
(4) 就労環境	14
(5) アンケート調査結果から見た子育て支援ニーズ	17

第3章 基本理念と事業計画の体系

1 基本理念	23
2 計画のねらい（施策のねらい）	24
3 事業計画の体系	26

第4章 事業計画

1 教育・保育施設、地域型保育事業の量の見込みと確保方策の内容	29
2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の内容	40
(1) 時間外保育事業（延長保育事業）	40
(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	42
(3) 地域子育て支援拠点事業	44
(4) 一時預かり事業	46
(5) 子育て短期支援事業	50
(6) 病児保育事業	51
(7) 子育て援助活動支援事業（就学後）	53
(8) 利用者支援事業	54
(9) 妊婦健康診査	56
(10) 乳児家庭全戸訪問事業	57
(11) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による 要保護児童等に対する支援に資する事業	58
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	59

3	幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	60
	(1) 認定こども園の普及	60
	(2) 幼稚園教諭・保育士の資質向上の支援	62
	(3) 教育・保育事業相互の連携、幼保小の連携	64
4	子どもの成長と子育てを支援する事業	65
	(1) 保育及び教育環境の充実	65
	(2) 子どもと母親の健康づくり	68
	(3) 子育て家庭の経済的負担の軽減	71
	(4) 悩み、不安、困難を抱える子どもや子育て家庭への支援	73
	(5) 子どもの安全・安心の確保	77
	(6) 総合的な子育て支援の充実	79
5	次代を担うひとづくりを推進する事業	81
	(1) 生きる力を育む教育の充実	81
	(2) 子どもの居場所づくりと体験機会の提供	84
6	仕事と子育ての両立を推進する事業	87
	(1) ワーク・ライフ・バランスの実現	87
	(2) 働きやすい環境づくり	89

第5章 本市の幼稚園、保育園の展望（将来の姿）

1	公立幼稚園、保育園の再編整備	91
2	子どもの人口減少に対応した幼児教育・保育サービスの提供	94

資料編

1	用語解説	99
---	------	----



第1章

計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨

近年、全国的な少子高齢化の進展に加え、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等、子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、子育て家庭の子育てに対する負担や不安、孤立感が高まっており、子どもの育ちと子育てを、社会全体で支援していくことが求められてきました。

国では、これら社会情勢の変化と子ども・子育て支援の質・量の不足に対応するため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年度から「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を柱とする『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

本市でも、これを受け、平成27年3月に「山口市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第一期計画」という。）を策定し、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。また、平成30年4月には、全ての子どもが健やかに育つ地域社会の実現を図るための基本理念や、関係者が子ども・子育てに積極的に関わっていくためにそれぞれが担うべき責務や役割等を定めた「山口市子ども・子育て条例」を施行しました。

第一期計画期間中においては、保育園、放課後児童クラブにおいて待機児童が発生し、その解消に向けた対策に重点的に取り組んできましたが、「第二期山口市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）においては、本市の子どもの人口減少が見込まれる中であって、保育サービスに対するニーズの高まりや幼児教育・保育の質の向上が求められていることを踏まえ、待機児童の解消や子ども・子育て支援の個々の取組はもとより、将来の幼稚園・保育園のあり方についての検討が必要となってきました。

そこで、本計画では、本市の子ども・子育て支援施策が、これまでの量的拡充から質の向上に重心を移行していく転換期にある計画として、本市を取り巻く長期的課題に対する取組を想定しながら策定することとしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、

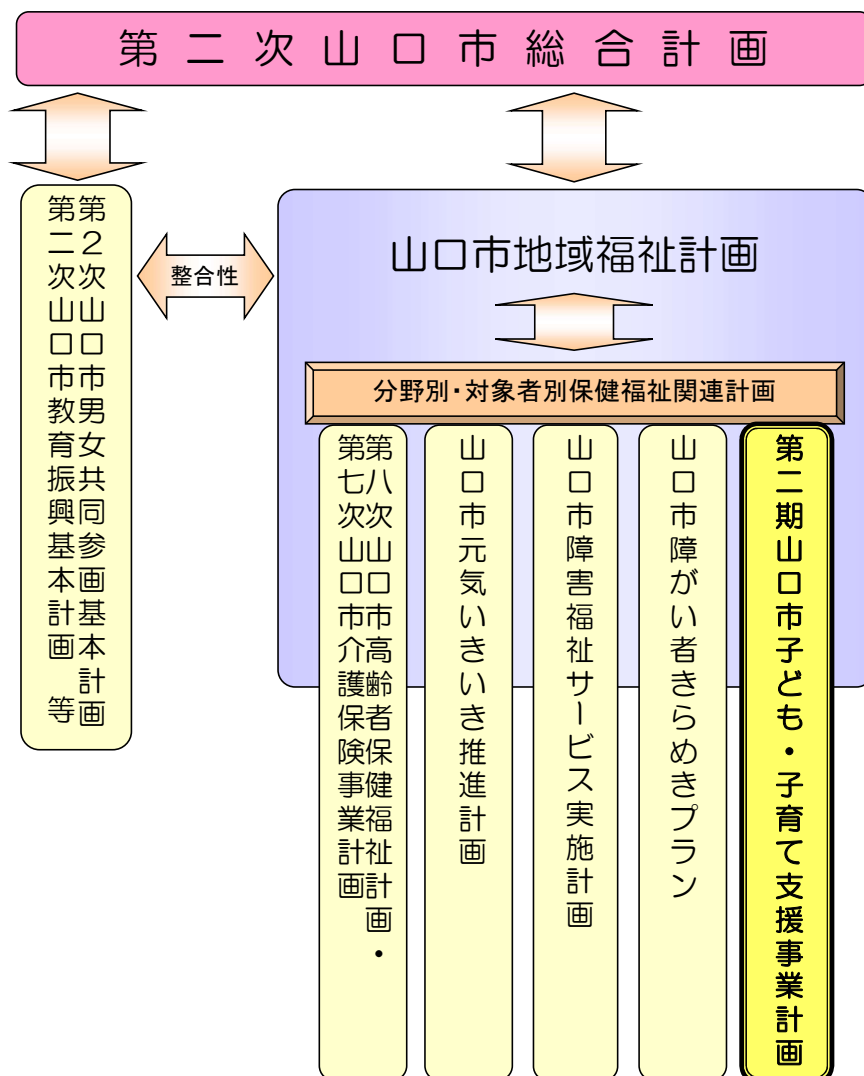
○子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、

○次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する「市町村行動計画」を内包させることとし、

○山口市子ども・子育て条例第14条第1項に定める「子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画」とします。

また、本計画は、第二次山口市総合計画及び山口市地域福祉計画を上位計画とし、山口市障がい者きらめきプランや山口市障害福祉サービス実施計画など、市の各種関連計画との整合性を図りました。

■他の計画との関係



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、社会・経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化、本市の状況などを踏まえ、令和4年度に中間年の評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

(年度)	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元 平成31	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	
山口市	第一次総合計画			第二次総合計画							
	後期基本計画			前期基本計画					後期基本計画		
	地域福祉計画 (平成26～29年度)			地域福祉計画 (平成30～令和4年度)							
	子ども・子育て支援事業計画					第二期子ども・子育て支援事業計画					
	第二次障害者基本計画			障がい者きらめきプラン (第三次障害者計画)							
	第二次障害福祉計画 (第2期)			障害福祉サービス実施計画 (第三次障害福祉計画・ 第一次障害児福祉計画)			障害福祉サービス実施計画 (第四次障害福祉計画・ 第二次障害児福祉計画)				
	第七次高齢者保健福祉計画 第六次介護保険事業計画			第八次高齢者保健福祉計画 第七次介護保険事業計画			第九次高齢者保健福祉計画 第八次介護保険事業計画				
	元氣いきいき推進計画			元氣いきいき推進計画 (延長)							

4 提供区域の設定

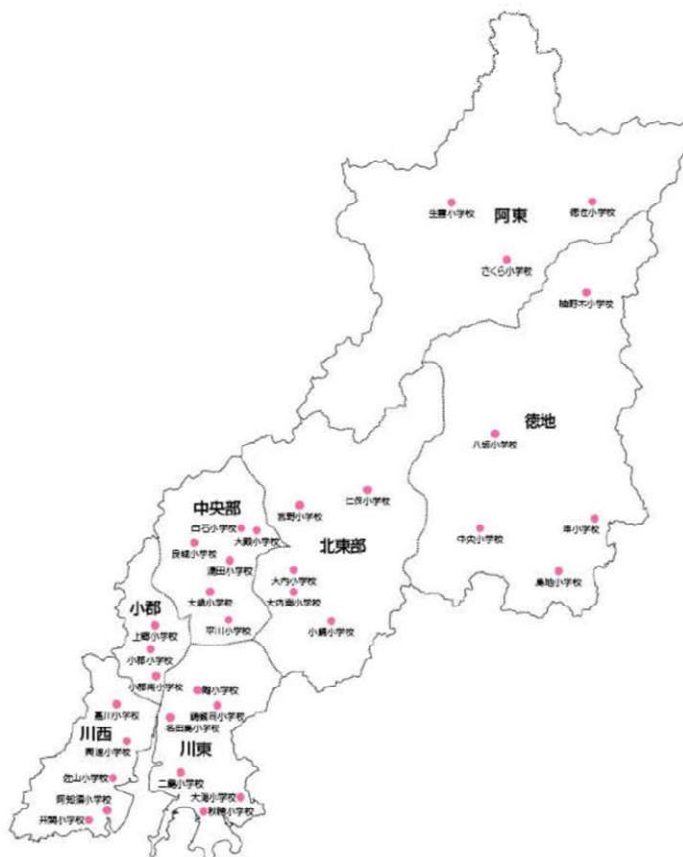
国の基本指針では、市町村は教育・保育を提供する単位として、地理的条件や社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を設定することとされています。

本計画では、事業の継続性、整合性を図るため第一期計画と同様の以下の提供区域を設定します。

(1) 教育・保育

以下の7区域とします。

区 域	地 域
① 阿東	阿東
② 徳地	徳地
③ 北東部	仁保、小鯖、大内、宮野
④ 中央部	大殿、白石、湯田、吉敷、平川、大歳
⑤ 小郡	小郡
⑥ 川東	陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、秋穂
⑦ 川西	嘉川、佐山、阿知須



(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

「(1)教育・保育」と同様の7区域とします。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

小学校区を単位とした区域とします。

(4) 地域子育て支援拠点事業

「(1)教育・保育」と同様の7区域とします。

(5) - 1 一時預かり事業（幼稚園在園児対象）

在園児対象であることから、市全域を1区域とします。

(5) - 2 一時預かり事業（(5) - 1を除く）、子育て援助活動支援事業（就学前）

「(1)教育・保育」と同様の7区域とします。

(6) 子育て短期支援事業

市全域を1区域とします。

(7) 病児保育事業

以下の2区域とします。

区 域	地 域
① 北部	阿東、徳地、仁保、小鯖、大内、宮野、大殿、白石、湯田、吉敷、平川、大歳
② 南部	小郡、陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、秋穂、嘉川、佐山、阿知須

(8) 子育て援助活動支援事業（就学後）

市全域を1区域とします。

(9) 利用者支援事業

市全域を1区域とします。

(10) 妊婦健康診査

市全域を1区域とします。

(11) 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等

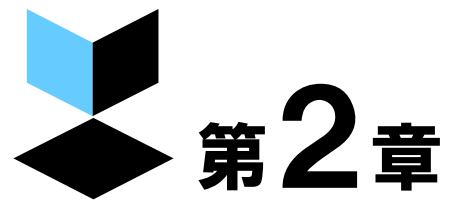
市全域を1区域とします。

5 計画の進行管理

本計画については、市こども未来課が中心となって、毎年進捗状況を把握・点検し、「山口市子ども・子育て会議」において、その内容について評価を行います。併せて、計画の進捗状況については、市ウェブサイト等で公表を行い、市民への周知を図っていきます。

また、本計画は、第2次山口市総合計画を上位計画としていることから、個別の事務事業の成果状況の把握は、第2次山口市総合計画で行われる事務事業評価をもって代えることとします。

なお、本計画の記載内容について、特に第4章における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」に関しては、国の制度や市内施設の状況の変化に伴い、大きく変動することも想定されることから、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。



第2章

子ども・子育てを取り巻く 現状と課題

1 子ども・子育て支援を取り巻く国の動き

子ども・子育て支援新制度では、質の高い保育・教育の提供を行うこととしており、待機児童数が増加する中、保育の受け皿拡大は喫緊の課題となっています。

国では、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、平成28年4月から開始した企業主導型保育事業により、平成29年度末までに7万人分の受け皿整備を進め、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図っています。

また、保育の受け皿確保については、今後も女性就業率が上昇し、保育の申込者が増加していくことを踏まえ、平成29年6月に「子育て安心プラン」を公表し、さらに、平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、このプランを令和4年度末から2年間前倒しし、令和2年度末までに32万人分の保育の受け皿を確保し待機児童を解消するとともに、幼児教育・保育の無償化を図ることとし、令和元年10月から保育所や幼稚園、認定こども園の利用について0～2歳の住民税非課税世帯、3～5歳の全世帯を対象に、無償化が実施されています。また、保育の受け皿拡大を進める中、担い手となる保育人材確保のため、処遇改善や新規資格取得者の確保、就労継続、再就職支援など、総合的な対策が進められています。

一方、就学児童についても、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、令和3年度末までに約25万人分の放課後児童クラブを整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ令和5年度末までに計約30万人分の受け皿を整備することとしています。また、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上の実施を目指すこととしています。

さらに、令和元年6月に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正では、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定の努力義務とともに、子どもの権利の尊重や教育の機会均等の保障、保護者の所得の増大や職業生活の安定と向上等に必要な施策を講じることが明記され、生まれ育った環境で子どもの現在と将来が左右されないよう規定が強化されました。

また、あらゆる人が支援の制度の狭間に陥ることを防ぎ、地域共生社会の中で丸ごと支えていくため、平成29年4月には改正社会福祉法が施行され、生活困窮、子どもの貧困、権利擁護、虐待防止等の課題に対して、一層の社会的な関心と支援が必要とされています。

■子ども・子育て関連3法成立以降の子ども・子育てに関する主な法律、制度

年度	法律・制度等	内 容
平成24	子ども・子育て関連3法	子ども・子育て支援事業計画の策定が明記。
平成25	待機児童解消加速化プラン	平成29年度末までに40万人分の保育の受け皿を確保。 (⇒平成27年に50万人分に拡大)
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの貧困対策計画の策定が明記。 ⇒平成26年8月29日子供の貧困対策に関する大綱閣議決定
平成26	次世代育成支援対策推進法	令和7年3月末までの時限立法に延長。
	放課後子ども総合プラン	平成31年度末までに、放課後児童クラブについて約30万人分を新たに整備、全小学校区で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万箇所以上を一体型で実施を目指す。
平成27	保育士確保プラン	待機児童解消加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保。(⇒平成27年に9万人分に拡大)
	子ども・子育て支援事業計画	新制度開始。市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画スタート(～平成31年度)
	少子化社会対策大綱改定	子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化。
平成28	子ども・子育て支援法一部改正	待機児童解消加速化プランにより40万人から50万人分に上乗せされた10万人分の受け皿確保について、内訳の5万人分を企業主導型保育の設置により対応。
	ニッポン一億総活躍プラン	保育士の処遇について、新たに2%相当の改善。 平成30年度以降も保育の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。
	児童福祉法一部改正	児童虐待についての発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化に向けた、児童福祉法の理念明確化、子育て世代包括支援センター設置についての法定化など(一部平成29年4月施行)
平成29	子育て安心プラン	令和2年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成。
	新しい経済政策パッケージ	「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。
平成30	子ども・子育て支援法一部改正	事業主拠出金の率の上限の引上げ、充て当対象の拡大、待機児童解消等の取組の支援、広域調整の促進による待機児童の解消(都道府県がまとめ役となる)など
	新・放課後子ども総合プラン	令和3年度末までに放課後児童クラブの待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ令和5年度末までに計約30万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子ども教室の促進。
平成31 令和元	子どもの貧困対策の推進に関する法律一部改正	市町村に子どもの貧困対策計画の策定を努力義務化
	幼児教育・保育の無償化	10月から開始。認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について0～2歳の住民税非課税世帯、3～5歳の全世帯を対象に実施。

2 本市の子ども・子育ての現状と課題

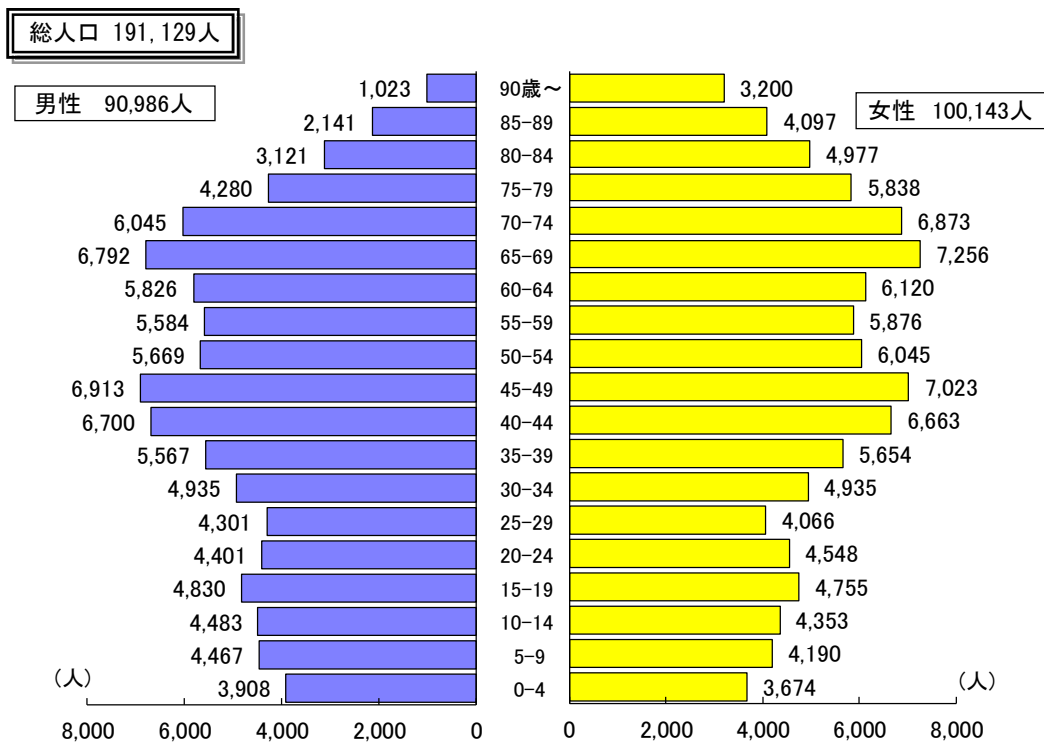
(1) 人口等の動向

①人口ピラミッド

本市の平成31年4月1日現在の総人口は、男性90,986人、女性100,143人の計191,129人です。人口ピラミッドを見ると、団塊の世代といわれる前期高齢者とそのジュニア世代である40代の人口が最も多く、40歳未満の若い世代の人口が少なくなっていることがわかります。

現在の30代に比べ、これから婚姻適齢期を迎える20代の人口が少ないことから、今後さらに少子化が進むことが懸念されます。

■人口ピラミッド（平成31年4月1日現在）



資料:住民基本台帳

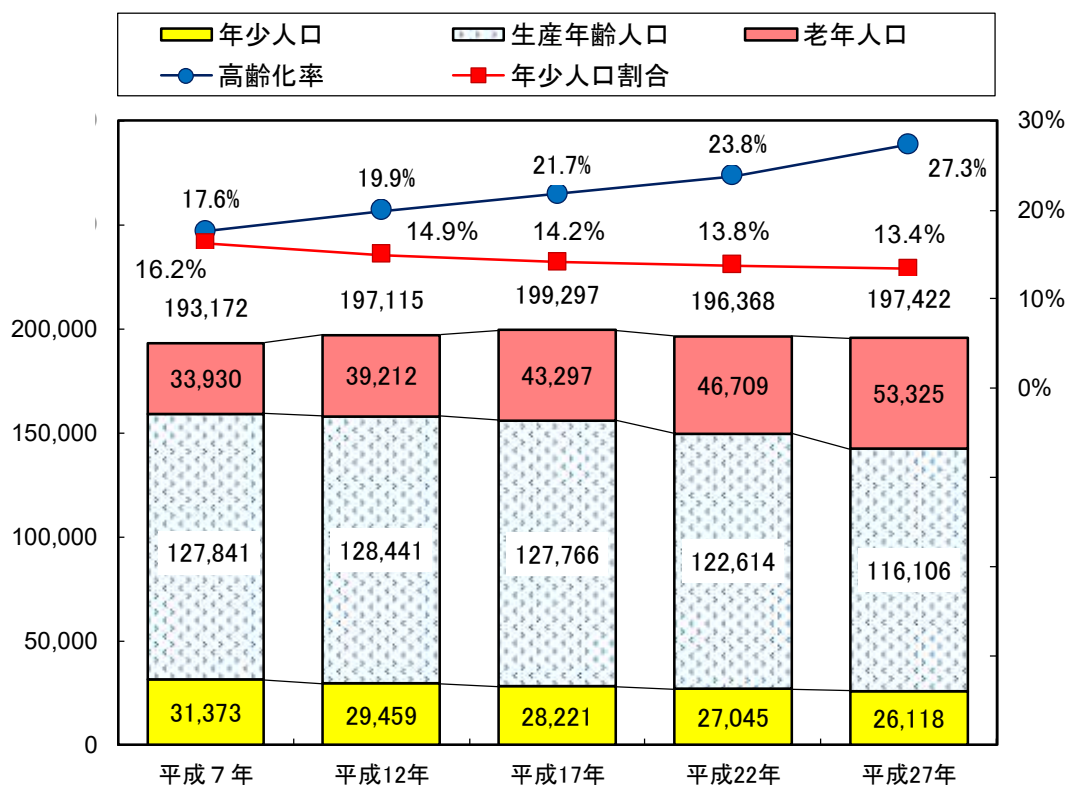
②年齢3区分別人口及び年少人口割合等の推移

人口の推移を見ると、平成17年から平成22年にかけて減少していた総人口が平成27年にはやや増加しています。

年齢3区分別に見ると、年少人口（15歳未満）が減少を続けているのに対し、高齢者人口（65歳以上）は増加し続けていることから、少子高齢化が確実に進んでいる状況がうかがえます。

また、少子高齢化の進展に伴い、総人口に占める年少人口割合は低下、高齢化率は上昇を続けています。

■年齢3区分別人口及び年少人口割合等の推移



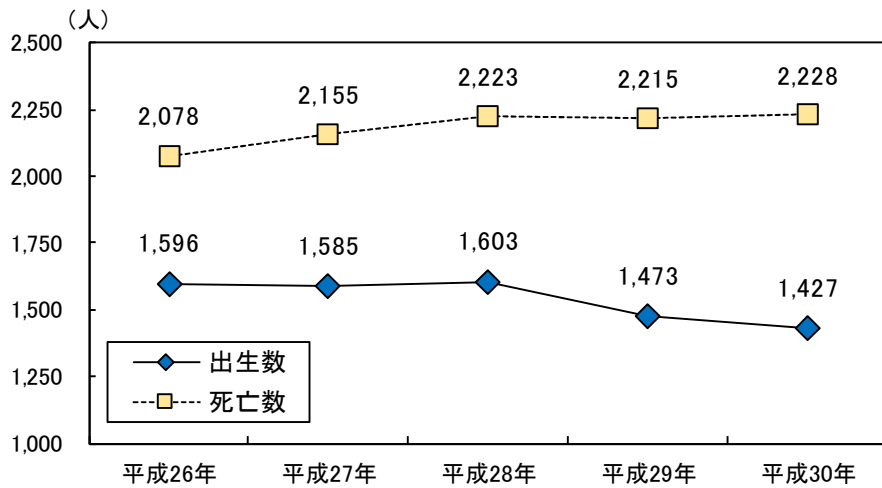
※総人口には年齢不詳人口を含む

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

③自然動態—出生数と死亡数の推移—

平成26年以降の出生数、死亡数の推移は以下のとおりで、毎年、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。平成30年は、出生数1,427人に対し死亡数2,228人で、801人の自然減となっています。

■出生数と死亡数の推移

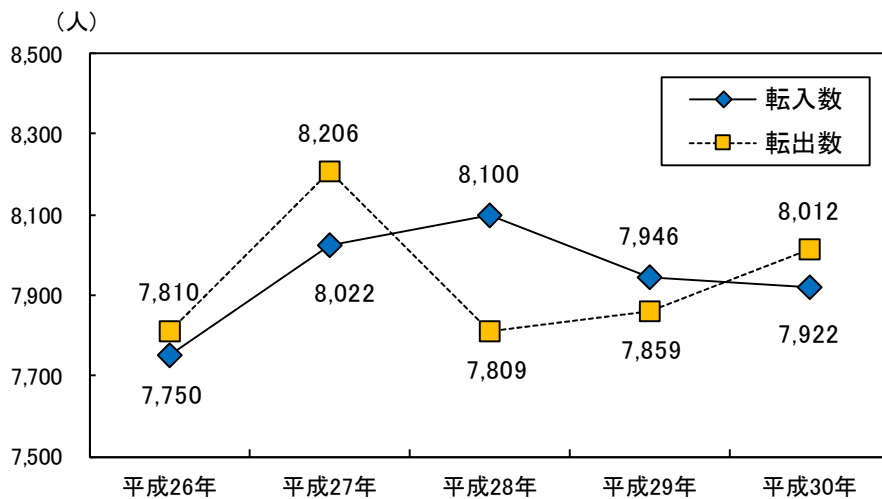


資料：人口動態統計

④社会動態—転入数と転出数の推移—

転入数、転出数ともに年によってばらつきがあり、社会増減に規則性は見られません。平成30年は、転入数7,922人に対し転出数8,012人と、90人の社会減となっています。

■転入数と転出数の推移

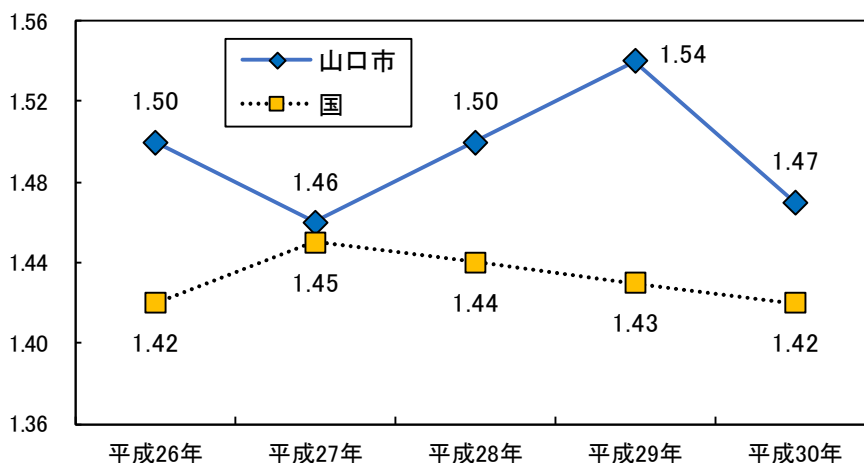


資料：人口動態統計

⑤合計特殊出生率の推移

平成26年以降の合計特殊出生率の推移は下図のとおりで、年によってばらつきはありますが、本市の数値は国の数値を上回って推移しています。

■合計特殊出生率の推移



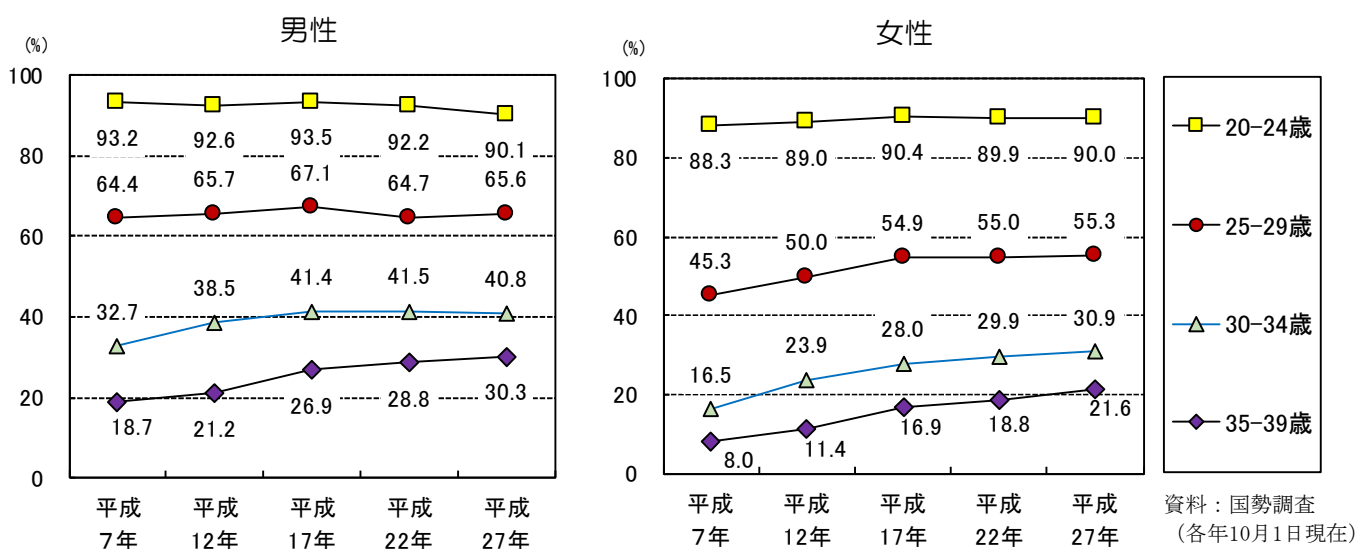
※山口市の数値は期間合計特殊出生率

資料：人口動態統計

(2) 未婚率の推移

20～39歳の男女の未婚率の推移を5歳階層別に見ると、男性の30代後半、女性の20代後半及び30代で未婚率が上昇を続けていることがわかります。平成27年の30代後半では、男性の30.3%、女性の21.6%が未婚となっており、晩婚化、非婚化の傾向が続いていることがうかがわれます。

■未婚率の推移

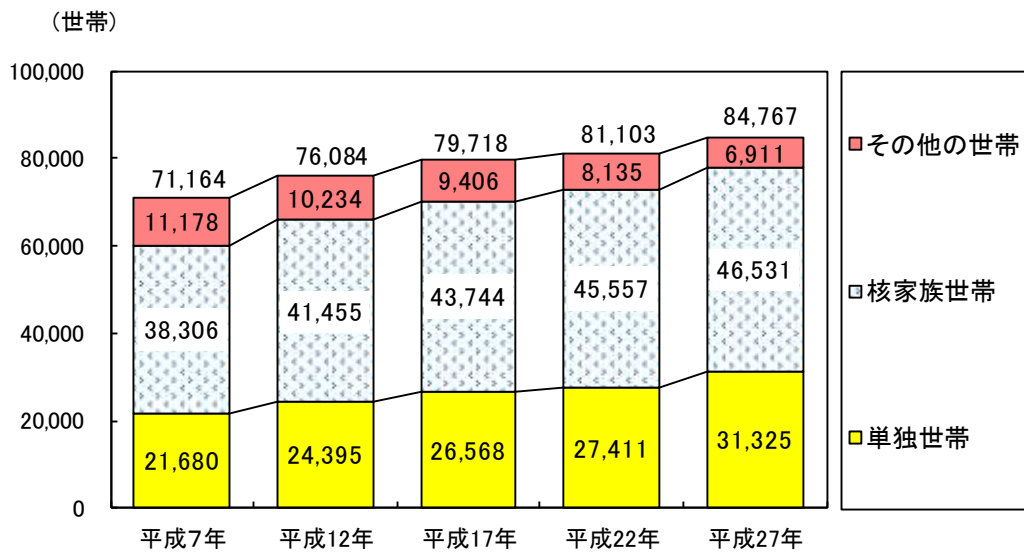


(3) 世帯数の推移

平成7年からの20年間の世帯数の推移は下図のとおりで、単独世帯、核家族世帯の増加により、一般世帯総数も一貫して増加していますが、三世代家族等、その他の世帯は平成7年以降減少しています。

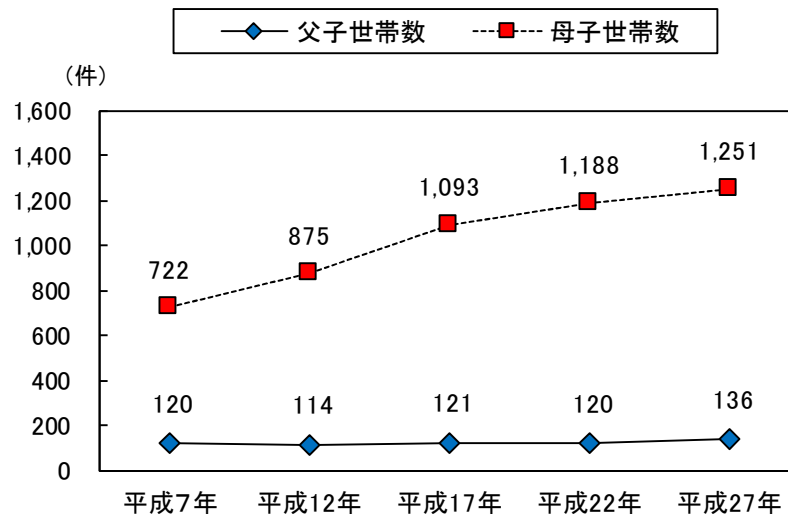
また、平成7年以降、母子世帯数は増加傾向にあり、父子世帯数はほぼ横ばい傾向にあります。

■一般世帯数の推移



資料:国勢調査(各年10月1日現在)

■母子・父子世帯数の推移



資料:国勢調査(各年10月1日現在)

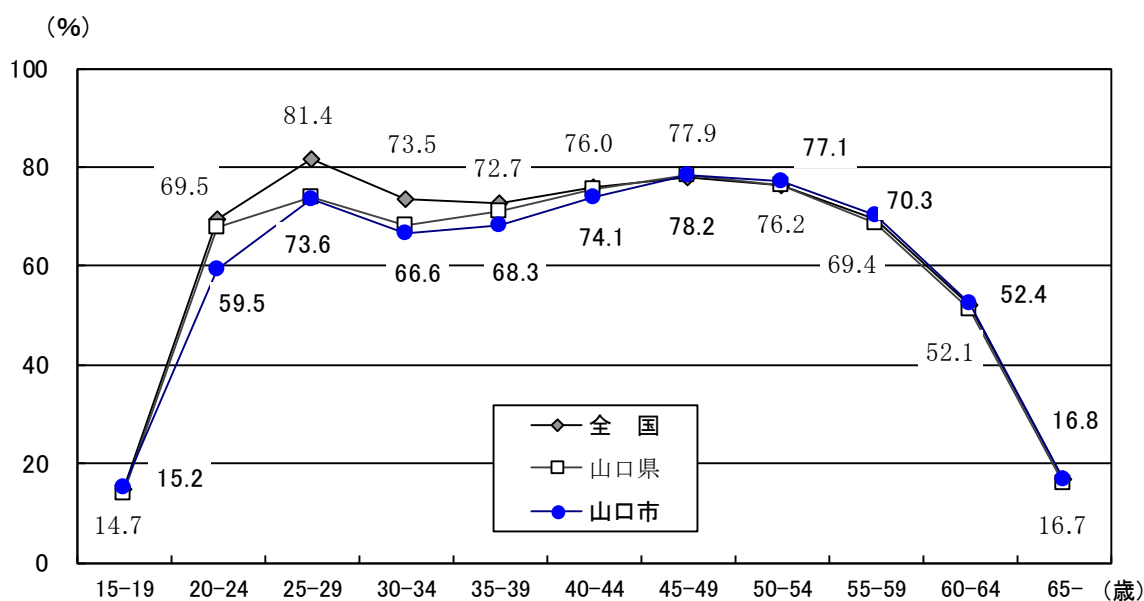
(4) 就労環境

①女性の年齢階層別労働力率

女性の労働力率を年齢階層別に見ると、いわゆる「M字カーブ」を描いていることがわかります。30代前半での労働力率の低下は、出産や育児による就労率の減少を、30代後半からの増加は、再就職等による就労率の上昇を示していると考えられますが、本市の「M字カーブ」は国に比べるとM字の1つ目の山の部分が低く、また谷の部分も低くなっており、20～30代の労働力率は国より低い数値で推移しています。これは、もともと20代の働く女性の割合が国に比べるとやや低いことを示しています。

今後も引き続き、働きたい女性が家庭生活と職業生活を両立し、結婚、出産、育児期にも継続して働くことができる社会環境の整備を図る必要があります。

■女性の年齢階層別労働力率（国・県との比較）



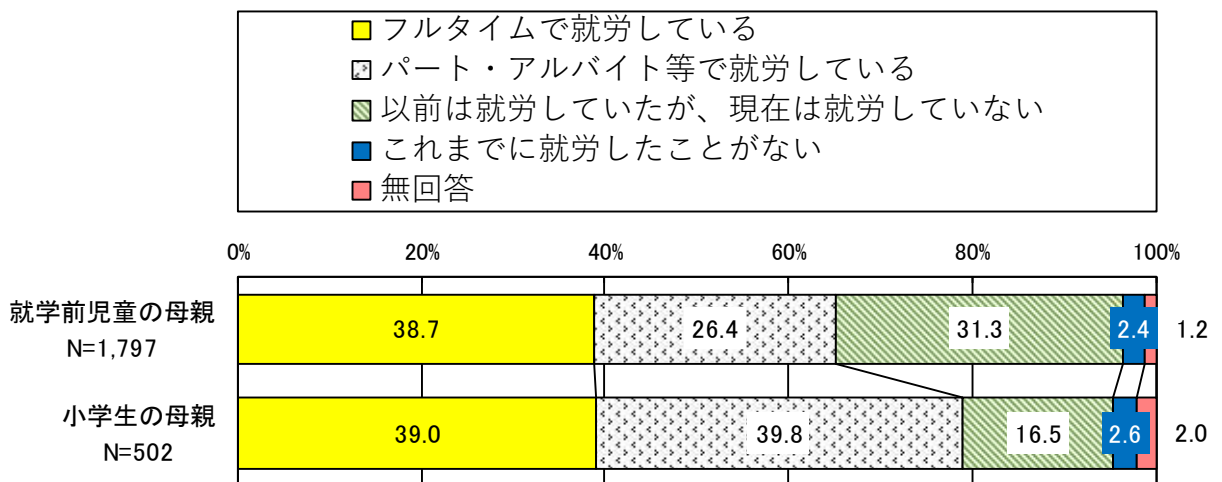
資料:平成27年国勢調査

②母親の就労状況

アンケート調査の結果から母親の就労状況を見ると、就学前児童の母親で65.1%、小学生の母親で78.8%の人が働いており、母親が就労している割合は高くなっています。

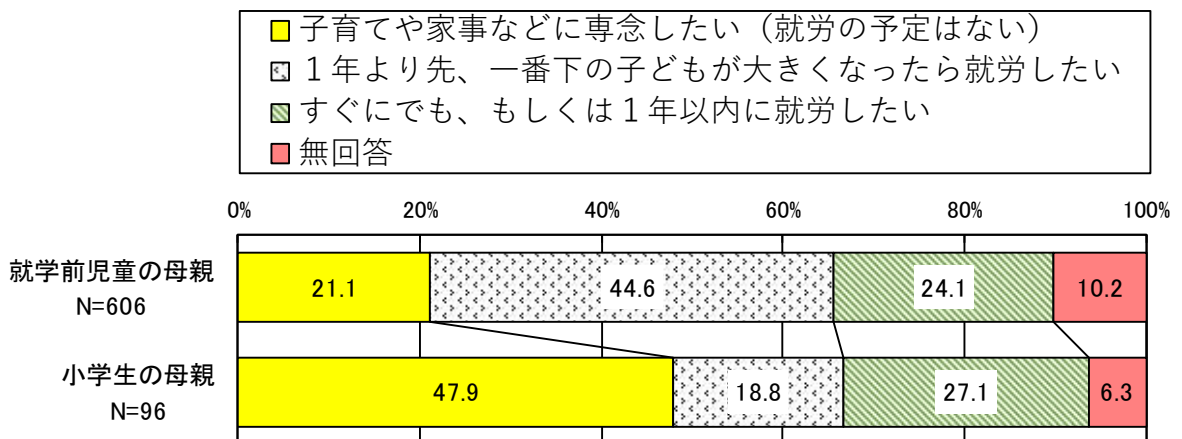
また、現在就労していない母親についても、その多くが「すぐにでも、もしくは1年以内に」又は「一番下の子どもが大きくなったら」就労したいと考えていることがわかります。

■母親の就労状況



資料：山口市子ども・子育てに関するアンケート調査結果

■現在働いていない母親の就労希望

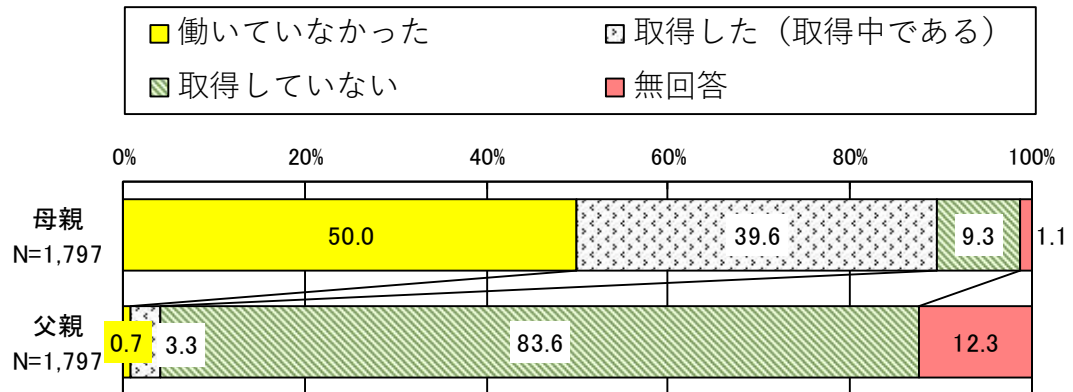


資料：山口市子ども・子育てに関するアンケート調査結果

③育児休業の取得状況

アンケート調査の結果から、就学前児童の保護者の育児休業の取得状況を見ると、「取得した（取得中である）」と回答した人は、母親で 39.6%（働いていなかった人と無回答を除くと 80.9%）、父親で 3.3%（働いていなかった人と無回答を除くと 3.8%）となっており、父親の取得は極めて低調であることがわかります。

■育児休業の就労状況（就学前児童の保護者）



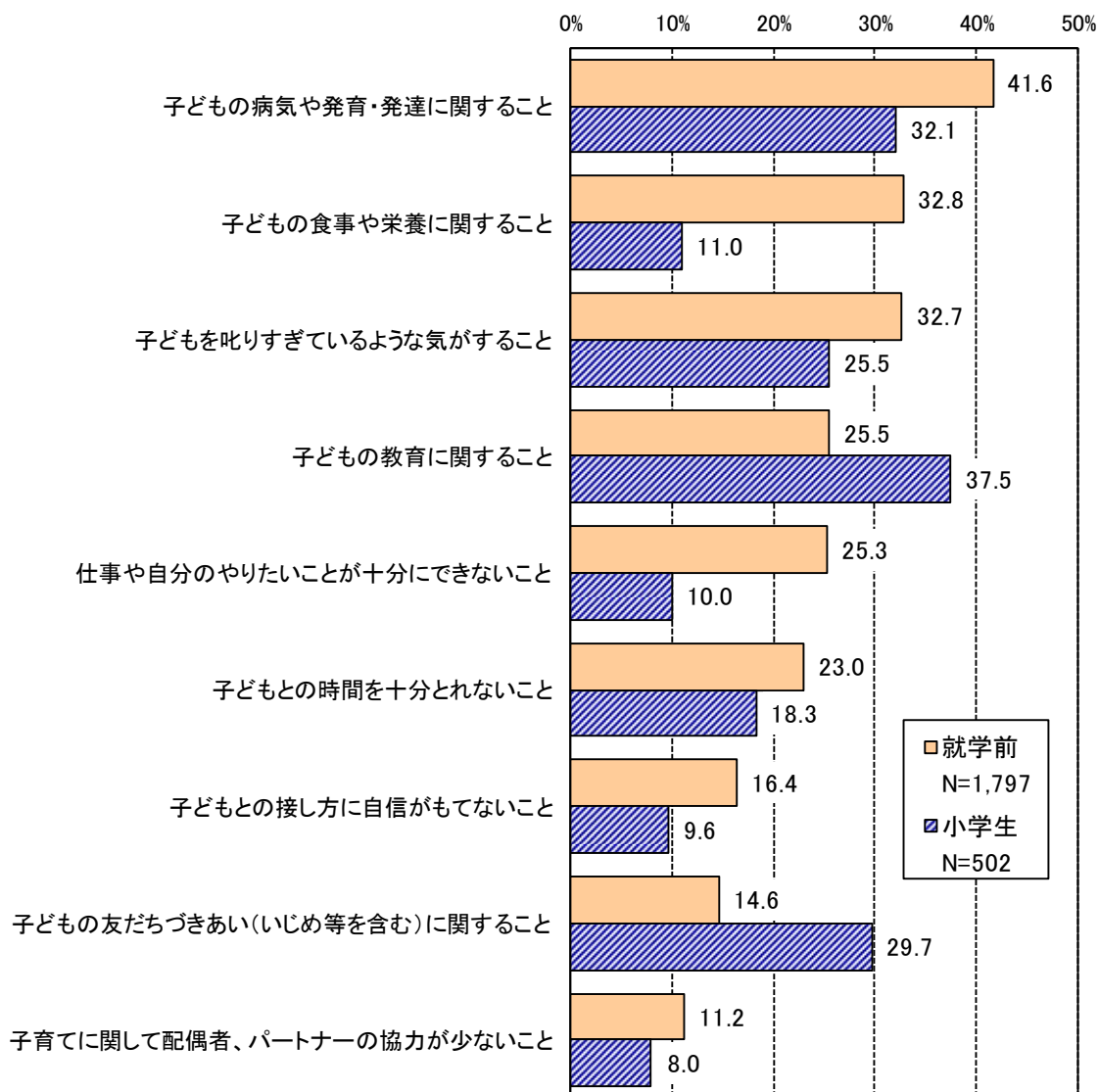
資料：山口市子ども・子育てに関するアンケート調査結果

(5) アンケート調査結果から見た子育て支援ニーズ

①子育てに関する悩みや不安

子育て中の保護者に子育てをする上での悩みや不安を尋ねたところ、回答割合が高かったのは、就学前児童の保護者では「子どもの病気や発育・発達に関すること」(41.6%)、「子どもの食事や栄養に関すること」(32.8%)、「子どもを叱りすぎているような気がする」(32.7%)、小学生の保護者では「子どもの教育に関すること」(37.5%)、「子どもの病気や発育・発達に関すること」(32.1%)、「子どもの友だちづきあい(いじめ等を含む)に関すること」(29.7%)となっています。

■子育てに関する悩みや不安(上位9項目抜粋)

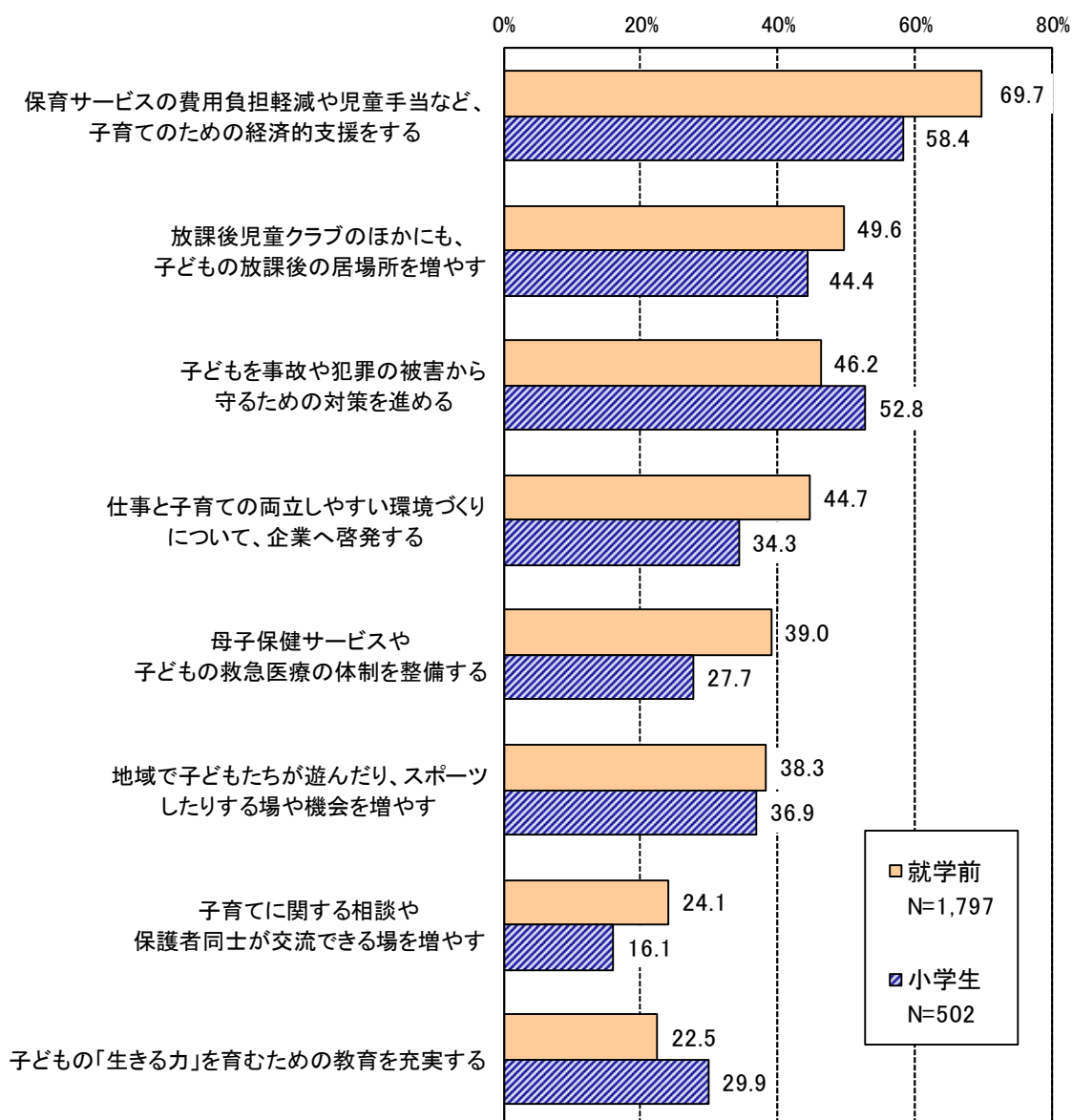


資料：山口市子ども・子育てに関するアンケート調査結果

②子どもを健やかに生み育てるために市に期待すること

子育て中の保護者に「子どもを健やかに生み育てるために市に期待すること」を尋ねたところ、就学前児童、小学生の保護者ともに最も回答割合が高かったのは「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援をする」（就学前：69.7%、小学生：58.4%）で、就学前児童の保護者では「放課後児童クラブのほかにも、子どもの放課後の居場所を増やす」（49.6%）、小学生の保護者では「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進める」（52.8%）がそれぞれ2位にあがっています。

■子どもを健やかに生み育てるために市に期待すること（上位8項目抜粋）

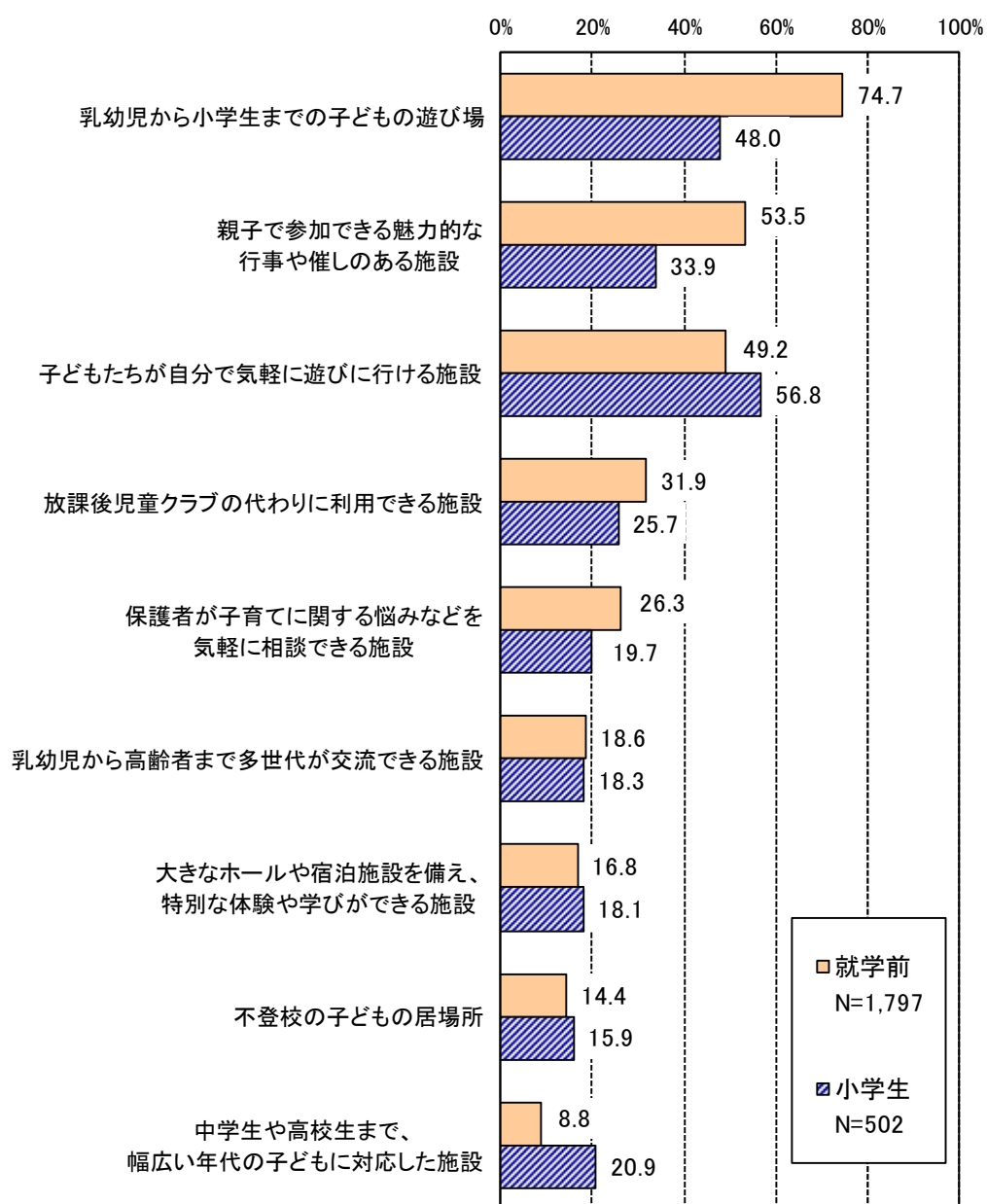


資料：山口市子ども・子育てに関するアンケート調査結果

③児童館に期待する役割や機能

子育て中の保護者に児童館に期待する役割や機能を尋ねたところ、最も回答割合が高かったのは、就学前児童の保護者では「乳幼児から小学生までの子どもの遊び場」（74.7%）、小学生の保護者では「子どもたちが自分で気軽に遊びに行ける施設」（56.8%）となっています。

■児童館に期待する役割や機能

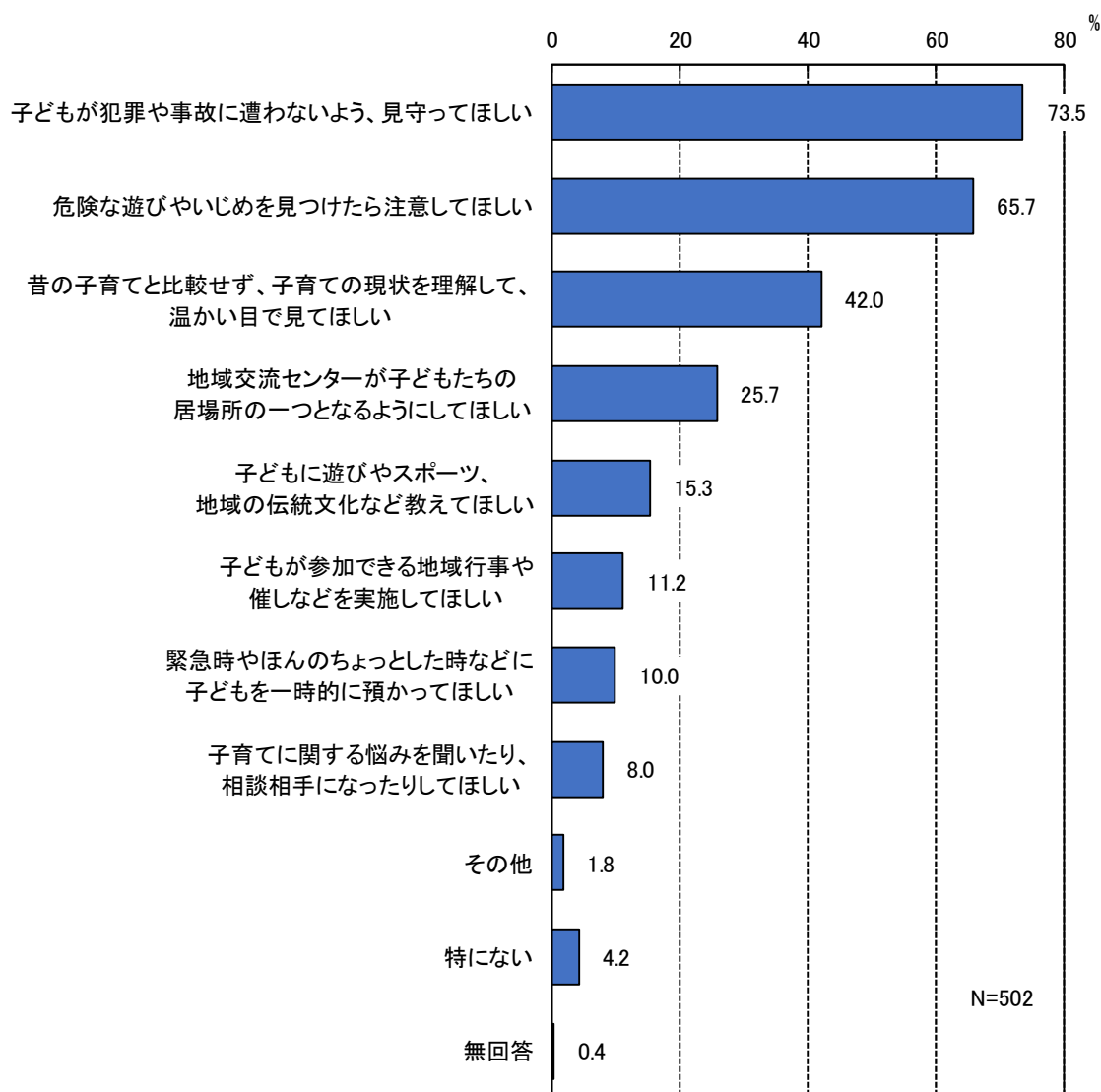


資料：山口市子ども・子育てに関するアンケート調査結果

④子育て支援として、身近な地域の人に期待すること

小学生の保護者に「身近な地域の人に期待する子育て支援」を尋ねたところ、「子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」という回答が73.5%と最も多く、以下、「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」(65.7%)、「昔の子育てと比較せず、子育ての現状を理解して、温かい目で見えてほしい」(42.0%)と続いています。

■子育て支援として、身近な地域の人に期待すること（小学生の保護者）

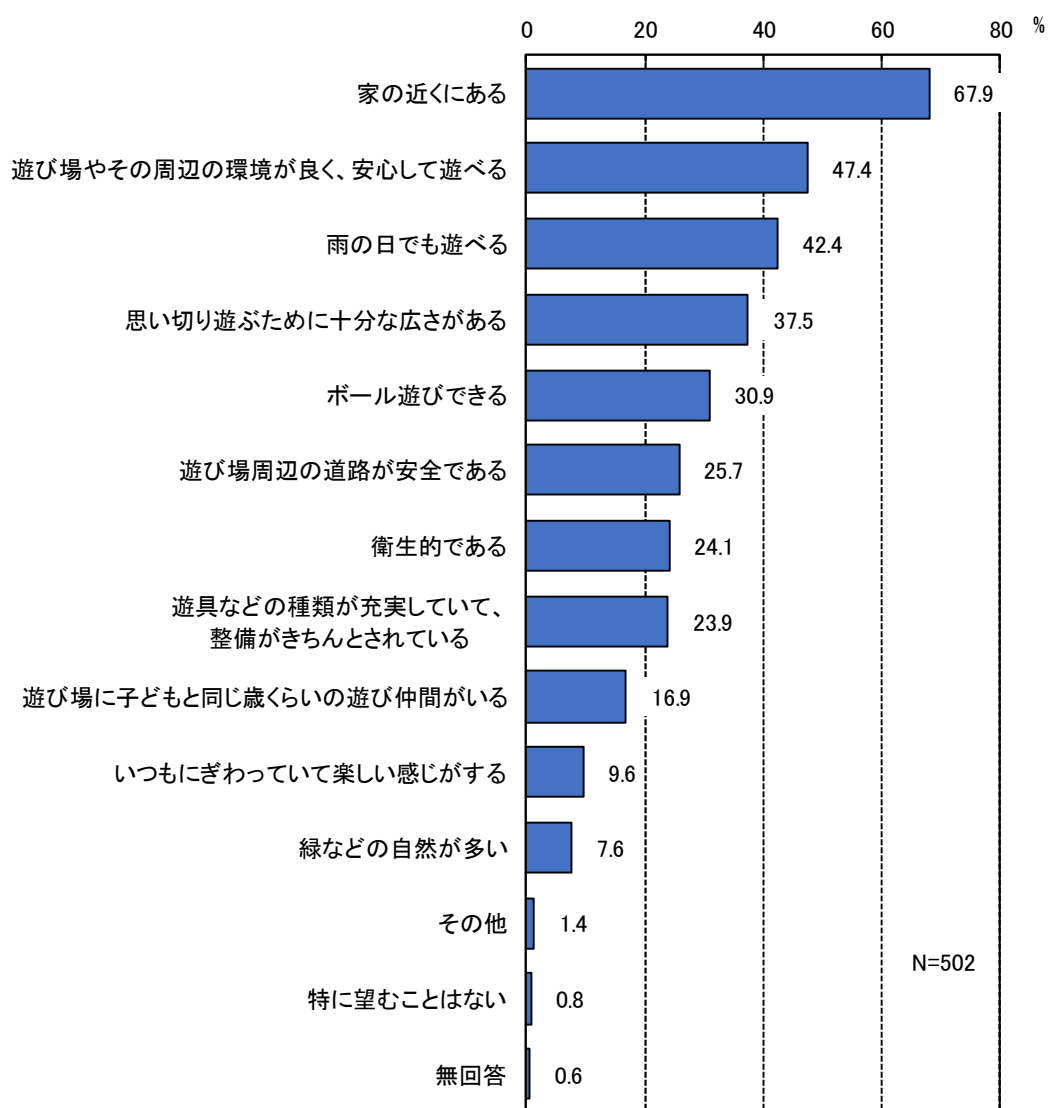


資料：山口市子ども・子育てに関するアンケート調査結果

⑤どのような遊び場を望むか

小学生の保護者にどのような遊び場を望むか尋ねたところ、「家の近くにある」という回答が67.9%と最も多く、以下、「遊び場やその周辺の環境が良く、安心して遊べる」(47.4%)、「雨の日でも遊べる」(42.4%)、「思い切り遊ぶために十分な広さがある」(37.5%)、「ボール遊びできる」(30.9%)などが続いています。

■どのような遊び場を望むか（小学生の保護者）



資料：山口市子ども・子育てに関するアンケート調査結果



第3章

基本理念と事業計画の体系

1 基本理念

全ての子どもが笑顔で喜びに満ち、
希望にあふれるまち 山口

全ての子どもは次代を担うかけがえのない宝です。本市で生きる全ての子どもが、家庭や地域の愛情に包まれながら、のびのびと学び、安心して夢と希望を育みながら健やかに成長し、地域社会の一員としてしっかりと育っていくことは、私たち市民全ての願いです。

あらゆる環境下において、等しく子どもたちが学び、成長することができるよう、社会全体がその役割と責任を自覚し、全ての子どもの健やかな成長や学びに対する支援、そして、それを支える子育て環境の充実をより一層図っていく必要があります。

第一期計画では、地域及び社会全体が一体となり、支え合い子育てを行うことが、最終的には「子どもの健やかな育ち」につながるとの思いから、「子どもの健やかな育ちを 喜び、支える まちづくり」を基本理念として掲げました。本計画においてもその理念の根底にある考え方は同じですが、平成 30 年 4 月に施行した「山口市子ども・子育て条例」の前文の一節を用い、新たに「全ての子どもが笑顔で喜びに満ち、希望にあふれるまち 山口」を基本理念として掲げることとします。

2 計画のねらい（施策のねらい）

本計画では、以下の3つのねらいを持って、施策・事業の展開を図ります。

（1）全ての子どもの健やかな成長を支援する

子ども・子育て支援は、全ての子どもや子育て家庭を対象とするものです。一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、乳幼児期からの健康の保持増進を図るとともに、市の責任において、子どもの個性に合った質の確保された教育・保育の提供体制を整備します。

また、子どもの健やかな育ちを守るためには、子どもの権利を擁護し、生命の尊厳・尊重を理解し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮する必要があります。安全・安心な活動場所と生活空間を確保し、犯罪や児童虐待等による子どもの人権侵害を予防するとともに、万一の場合にも早期に対応できる体制整備を図ります。

（2）様々な環境にある子育て家庭を支援する

核家族化や地域での人間関係の希薄化等により、家庭における子育て機能の低下や精神的負担が問題になるなか、子育てに負担や不安を感じる保護者が増えています。保護者がしっかりと子どもと向き合い、安心して子育てができるよう、相談支援体制を充実し、妊娠・出産期から子育ての知識や情報の提供を行うことで、家庭における子育て能力の向上を図ります。

親は子どもを育てるという経験を通して自らも様々なことを学習し、成長していくことができます。子育ては、子どもと親がともに育つ機会でもあります。子育て中の保護者に寄り添い、子育て家庭を支援することを通じ、子育てを通じた親としての成長を支え、子育てに喜びや生きがいを感じることを目指します。

また、子育て家庭と一言でいってもその環境はさまざまであり、それぞれの家庭の状況に応じたきめ細やかな支援が必要です。関係機関等と連携し、児童虐待の予防に取り組むとともに、ひとり親家庭や障がいのある子どもがいる家庭等、特別な配慮が必要な家庭への施策の充実を図ります。

さらに、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、貧困家庭の子どもに対する学習・進学・就学継続支援を行う必要があります。

(3) 社会全体で子どもと子育て家庭を支援する

子育ての基本は“家庭”にあり、保護者がしっかりと責任を持って子育てに取り組んでこそ、健やかな子どもの成長が期待できることは言うまでもありません。

しかしながら近年、核家族化をはじめ共働き世帯やひとり親世帯の増加、子育てと仕事の両立を求める人々の増大など、もはや家庭だけで子育てを行うことには、一定の限界があります。地域や社会が子育て中の保護者に寄り添い、支えることを通じ、保護者とともに子どもの成長に生きがいや喜びを感じることができる地域づくりを進めます。

また、市民、地域のあらゆる団体や機関、職場などが、子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、ともに子育てを支援する環境づくりを進めます。

3 事業計画の体系

本計画では、子ども・子育て支援事業を以下のとおり6つに分類し、それぞれの取組を定めます。

事業	取組
1 教育・保育施設、地域型保育事業	1 量の見込みと確保方策の内容
2 地域子ども・子育て支援事業	1 量の見込みと確保方策の内容
	(1)時間外保育事業（延長保育事業）
	(2)放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
	(3)地域子育て支援拠点事業
	(4)一時預かり事業
	(5)子育て短期支援事業
	(6)病児保育事業
	(7)子育て援助活動支援事業
	(8)利用者支援事業
	(9)妊婦健康診査
	(10)乳児家庭全戸訪問事業
	(11)養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会 その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業	
3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	1 認定こども園の普及
	2 幼稚園教諭・保育士の資質向上の支援
	3 教育・保育事業相互の連携、幼保小の連携

事業	取組
4 子どもの成長と子育てを支援する事業	1 保育及び教育環境の充実
	2 子どもと母親の健康づくり
	3 子育て家庭の経済的負担の軽減
	4 悩み、不安、困難を抱える子どもや子育て家庭への支援
	5 子どもの安全・安心の確保
	6 総合的な子育て支援の充実
5 次代を担うひとづくりを推進する事業	1 生きる力を育む教育の充実
	2 子どもの居場所づくりと体験機会の提供
6 仕事と子育ての両立を推進する事業	1 ワーク・ライフ・バランスの実現
	2 働きやすい環境づくり



第4章 事業計画

「第4章 事業計画」において、統計数値について特に出典の記載がない場合は、
山口市子ども・子育てに関するアンケート調査結果に基づくものとなっています。

1 教育・保育施設、地域型保育事業の量の見込みと確保方策の内容

●現状

令和元（平成31）年度受入実績（②③は4月1日現在、①は5月1日現在）（単位：人）

施設・区分		0歳	1・2歳	3～5歳	計
①幼稚園	23園	—	—	2,197	2,197
②保育園(認可・へき地等)	52園	236	1,341	2,372	3,949
③認可外保育施設	31施設	15	211	167	393
計		251	1,552	4,736	6,539

※幼稚園の3～5歳欄には、満3歳の32人を含み、保育園には、市外利用の71人を含む

※保育園待機児童の状況(各年4月1日現在)…H29(92人) / H30(36人) / H31(15人)

●施設型給付等の支援を受ける子どもの認定区分

「認定こども園」「幼稚園」「保育園」「地域型保育事業」の教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等（施設・事業者が代理受領）が行われます。

3つの認定区分（小学校就学前の子ども）	利用できる施設・事業
1号認定子ども（教育標準時間認定） 満3歳以上で、教育を希望する子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定子ども（満3歳以上保育認定） 満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、 保育又は幼稚園＋預かり保育を希望する子ども	幼稚園＋預かり保育 保育園 認定こども園
3号認定子ども（満3歳未満保育認定） 満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、 保育を希望する子ども	保育園 認定こども園 地域型保育事業（小規模保育等）

※「1号認定子ども」、「2号認定子ども」及び「3号認定子ども」とは、子ども・子育て支援法第19条第1項に規定する、子どものための教育・保育給付に係る区分をいう（以下この計画において同じ。）。

【量の見込みの考え方】

◆推計値（1号・2号・3号認定子どもの量の見込み）として、6,100人～6,400人程度を見込んでいます。

◆1号・2号・3号認定子ども全体の量の見込みとしては、子どもの推計人口は減少傾向にあることから、令和2年度をピークに、その後は緩やかに減少していくものと見込んでいます。

※量の見込みは、利用希望意向のアンケート調査による推計値を踏まえた潜在ニーズを含む数値となっています。

【山口市全域】

(各年4月1日現在/単位:人)

認定の区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1号と2号認定	1号認定子どもの量の見込み	1,510	1,470	1,405	1,354	1,329	
	2号認定子どもの量の見込み (幼児期の学校教育の利用希望が強い)	516	502	480	466	457	
	確保 方策	幼稚園、認定こども園 (教育・保育施設)	1,891	1,799	1,830	1,830	1,836
		確認を受けない幼稚園	927	931	681	694	699
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	463	461	442	432	421
提供量の不足		0	0	0	0	0	
2号認定	量の見込み(必要利用定員総数)		2,656	2,576	2,458	2,367	2,325
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	2,548	2,605	2,781	2,779	2,779
	提供量の不足		217	174	0	0	0
3号認定	量の見込み(必要利用定員総数)		1,713	1,782	1,881	1,952	2,020
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	1,716	1,756	1,909	1,910	1,911
		地域型保育事業	174	231	267	267	267
	提供量の不足		25	37	0	0	0
合計	量の見込み(必要利用定員総数)		6,395	6,330	6,224	6,139	6,131
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	6,155	6,160	6,520	6,519	6,526
		確認を受けない幼稚園	927	931	681	694	699
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	463	461	442	432	421
		地域型保育事業	174	231	267	267	267
	提供量の不足(①)		242	211	0	0	0
参考 数値	定員の弾力化等による受入数(②)		242	211	0	0	0
	実質的な提供量の不足(①-②)		0	0	0	0	0

※「提供量の不足」については、各区域の認定区分ごとに発生している「提供量の不足」を合計しているため、表内各欄における差引とは一致していません。

【確保方策の考え方】

- ◆1号・2号認定子どもの量の見込みは減少していくものの、3号認定子どもについては、増加していく傾向にあることから、0～2歳児を対象とした保育提供体制の確保を中心に進めていきますが、3～5歳児についても保育提供体制が充足するよう、体制確保を進めていきます。
- ◆待機児童解消のため、令和4年度まで、私立保育園の新設・増設等による定員の拡大を図るとともに、認定こども園への移行、及び地域型保育事業の新設、公立保育園の定員拡大等により提供体制の確保を図り、待機児童を解消します。
- ◆また、令和4年度には提供量の不足を解消する確保方策としていますが、それまでの提供量の不足への対応として、保育園定員の弾力化により、待機児童解消に努めます。

【1 阿東区域】

(各年4月1日現在/単位:人)

認定の区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1号と2号認定	1号認定子どもの量の見込み	9	7	5	5	5	
	2号認定子どもの量の見込み (幼児期の学校教育の利用希望が強い)	3	2	2	2	2	
	確保 方策	幼稚園、認定こども園 (教育・保育施設)	30	30	30	30	30
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	0	0	0	0	0
	提供量の不足		0	0	0	0	0
2号認定	量の見込み(必要利用定員総数)	15	13	9	9	9	
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	50	50	50	50	50
	提供量の不足		0	0	0	0	0
3号認定	量の見込み(必要利用定員総数)	8	8	8	9	10	
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	20	20	20	20	20
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
	提供量の不足		0	0	0	0	0
合計	量の見込み(必要利用定員総数)	35	30	24	25	26	
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	100	100	100	100	100
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	0	0	0	0	0
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
	提供量の不足(①)		0	0	0	0	0
参考 数値	定員の弾力化等による受入数(②)	0	0	0	0	0	
	実質的な提供量の不足(①-②)	0	0	0	0	0	

※阿東区域のへき地保育園については、幼稚園機能(満3歳以上に適用)と保育園機能を有する施設

【参考】令和元(平成31)年度受入実績(②③は4月1日現在、①は5月1日現在) (単位:人)

施設・区分	0歳	1・2歳	3~5歳	計
①幼稚園	—	—	—	—
②保育園(認可・へき地等)	0	4	34	38
③認可外保育施設	—	—	—	—
計	0	4	34	38

【確保方策の考え方】

- ◆提供体制は充足しています。
- ◆幼児期の学校教育の利用希望が強い2号認定子どもについては、へき地保育所の幼稚園機能部分において受入を行います。
- ◆児童数減少に伴い、統廃合について検討を始めます。

【2 徳地区域】

(各年4月1日現在/単位:人)

認定の区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1号と2号認定	1号認定子どもの量の見込み	0	0	0	0	0	
	2号認定子どもの量の見込み (幼児期の学校教育の利用希望が強い)	27	27	27	27	26	
	確保 方策	幼稚園、認定こども園 (教育・保育施設)	0	0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	0	0	0	0	0
	提供量の不足		0	0	0	0	0
2号認定	量の見込み(必要利用定員総数)	38	38	38	38	36	
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	65	65	65	65	65
	提供量の不足		0	0	0	0	0
3号認定	量の見込み(必要利用定員総数)	21	18	19	17	15	
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	35	35	35	35	35
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
	提供量の不足		0	0	0	0	0
合計	量の見込み(必要利用定員総数)	86	83	84	82	77	
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	100	100	100	100	100
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	0	0	0	0	0
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
	提供量の不足(①)		0	0	0	0	0
参考 数値	定員の弾力化等による受入数(②)	0	0	0	0	0	
	実質的な提供量の不足(①-②)	0	0	0	0	0	

[参考] 令和元(平成31)年度受入実績(②③は4月1日現在、①は5月1日現在)

(単位:人)

施設・区分	0歳	1・2歳	3~5歳	計
①幼稚園	—	—	—	—
②保育園(認可・へき地等)	4	19	53	76
③認可外保育施設	—	—	—	—
計	4	19	53	76

【確保方策の考え方】

- ◆2号・3号認定子どもの量の見込みに対して、提供体制は充足しています。
- ◆徳地区域には、幼稚園機能が無いため、この区域における幼児期の学校教育の利用希望が強い2号認定子どもについては、保育園において受入を行うものとします。

【3 北東部区域】

(各年4月1日現在/単位:人)

認定の区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1号と2号認定	1号認定子どもの量の見込み	279	267	252	240	230	
	2号認定子どもの量の見込み (幼児期の学校教育の利用希望が強い)	102	98	92	88	84	
	確保 方策	幼稚園、認定こども園 (教育・保育施設)	463	411	417	421	425
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	102	98	92	88	84
	提供量の不足		0	0	0	0	0
2号認定	量の見込み(必要利用定員総数)	541	518	489	465	446	
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	560	596	596	596	596
	提供量の不足		0	0	0	0	0
3号認定	量の見込み(必要利用定員総数)	374	378	394	400	406	
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	370	390	390	390	390
		地域型保育事業	18	37	37	37	37
	提供量の不足		0	0	0	0	0
合計	量の見込み(必要利用定員総数)	1,296	1,261	1,227	1,193	1,166	
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	1,393	1,397	1,403	1,407	1,411
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	102	98	92	88	84
		地域型保育事業	18	37	37	37	37
	提供量の不足(①)		0	0	0	0	0
参考 数値	定員の弾力化等による受入数(②)	0	0	0	0	0	
	実質的な提供量の不足(①-②)	0	0	0	0	0	

[参考] 令和元(平成31)年度受入実績(②③は4月1日現在、①は5月1日現在)

(単位:人)

施設・区分	0歳	1・2歳	3~5歳	計
①幼稚園	—	—	229	229
②保育園(認可・へき地等)	67	312	537	916
③認可外保育施設	2	28	60	90
計	69	340	826	1,235

【確保方策の考え方】

- ◆提供体制は充足していますが、3号認定子どもは増加傾向が見受けられるため、保育園の定員拡大や幼稚園の認定こども園への移行、地域型保育事業の新設によりニーズに対応していきます。

【4 中央部区域】

(各年4月1日現在/単位:人)

認定の区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1号と2号認定	1号認定子どもの量の見込み	797	777	752	724	717	
	2号認定子どもの量の見込み (幼児期の学校教育の利用希望が強い)	240	234	226	218	216	
	確保 方策	幼稚園、認定こども園 (教育・保育施設)	1,012	980	1,162	1,162	1,162
		確認を受けない幼稚園	415	421	165	177	179
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	240	234	226	218	216
	提供量の不足		0	0	0	0	0
2号認定	量の見込み(必要利用定員総数)	1,224	1,193	1,153	1,111	1,099	
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	1,030	1,048	1,170	1,170	1,170
	提供量の不足		194	145	0	0	0
3号認定	量の見込み(必要利用定員総数)	793	834	885	922	959	
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	805	819	873	873	873
		地域型保育事業	118	137	137	137	137
	提供量の不足		0	0	0	0	0
合計	量の見込み(必要利用定員総数)	3,054	3,038	3,016	2,975	2,991	
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	2,847	2,847	3,205	3,205	3,205
		確認を受けない幼稚園	415	421	165	177	179
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	240	234	226	218	216
		地域型保育事業	118	137	137	137	137
	提供量の不足(①)		194	145	0	0	0
参考 数値	定員の弾力化等による受入数(②)	194	145	0	0	0	
	実質的な提供量の不足(①-②)	0	0	0	0	0	

※各認定区分において、確保方策総数>量の見込み(必要利用定員総数)となった場合、提供量の不足は「0」と表示しています。このため、合計欄内における「提供量の不足」の合計値は、「確保方策 — 量の見込み(必要利用定員総数)」の差引数値とは一致しません。

[参考] 令和元(平成31)年度受入実績(②③は4月1日現在、①は5月1日現在) (単位:人)

施設・区分	0歳	1・2歳	3~5歳	計
①幼稚園	—	—	1,281	1,281
②保育園(認可・へき地等)	106	627	979	1,712
③認可外保育施設	5	95	70	170
計	111	722	2,330	3,163

【確保方策の考え方】

◆量の見込みに対して、2号認定子どもへの提供体制が不足しています。また、3号認定子どもは増加傾向が見受けられるため、保育園の定員拡大や幼稚園の認定こども園への移行、地域型保育事業の新設等によりニーズに対応していきます。

【5 小郡区域】

(各年4月1日現在/単位:人)

認定の区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1号と2号認定	1号認定子どもの量の見込み	250	255	239	235	226	
	2号認定子どもの量の見込み (幼児期の学校教育の利用希望が強い)	88	90	84	83	80	
	確保 方策	幼稚園、認定こども園 (教育・保育施設)	0	0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	512	510	516	517	520
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	88	90	84	83	80
	提供量の不足		0	0	0	0	0
2号認定	量の見込み(必要利用定員総数)	380	386	362	355	342	
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	357	357	368	368	368
	提供量の不足		23	29	0	0	0
3号認定	量の見込み(必要利用定員総数)	218	227	251	266	283	
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	231	231	253	253	253
		地域型保育事業	19	38	57	57	57
	提供量の不足		0	0	0	0	0
合計	量の見込み(必要利用定員総数)	936	958	936	939	931	
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	588	588	621	621	621
		確認を受けない幼稚園	512	510	516	517	520
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	88	90	84	83	80
		地域型保育事業	19	38	57	57	57
	提供量の不足(①)		23	29	0	0	0
参考 数値	定員の弾力化等による受入数(②)	23	29	0	0	0	
	実質的な提供量の不足(①-②)	0	0	0	0	0	

※各認定区分において、確保方策総数>量の見込み(必要利用定員総数)となった場合、提供量の不足は「0」と表示しています。このため、合計欄内における「提供量の不足」の合計値は、「確保方策 - 量の見込み(必要利用定員総数)」の差引数値とは一致しません。

[参考] 令和元(平成31)年度受入実績(②③は4月1日現在、①は5月1日現在) (単位:人)

施設・区分	0歳	1・2歳	3~5歳	計
①幼稚園	—	—	495	495
②保育園(認可・へき地等)	33	153	272	458
③認可外保育施設	7	54	16	77
計	40	207	783	1,030

【確保方策の考え方】

- ◆量の見込みに対して、2号認定子どもの提供体制が不足しています。また、3号認定子どもは増加傾向が見受けられるため、保育園の定員拡大、地域型保育事業の新設によりニーズに対応していきます。

【6 川東区域】

(各年4月1日現在/単位:人)

認定の区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1号と2号認定	1号認定子どもの量の見込み	48	46	42	39	38	
	2号認定子どもの量の見込み (幼児期の学校教育の利用希望が強い)	11	10	9	9	9	
	確保 方策	幼稚園、認定こども園 (教育・保育施設)	259	260	106	106	106
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	11	10	9	9	9
	提供量の不足		0	0	0	0	0
2号認定	量の見込み(必要利用定員総数)	125	120	107	99	98	
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	125	125	170	170	170
	提供量の不足		0	0	0	0	0
3号認定	量の見込み(必要利用定員総数)	73	75	76	77	78	
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	65	65	95	95	95
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
	提供量の不足		8	10	0	0	0
合計	量の見込み(必要利用定員総数)	257	251	234	224	223	
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	449	450	371	371	371
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	11	10	9	9	9
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
	提供量の不足(①)		8	10	0	0	0
参考 数値	定員の弾力化等による受入数(②)	8	10	0	0	0	
	実質的な提供量の不足(①-②)	0	0	0	0	0	

※各認定区分において、確保方策総数>量の見込み(必要利用定員総数)となった場合、提供量の不足は「0」と表示しています。このため、合計欄内における「提供量の不足」の合計値は、「確保方策 — 量の見込み(必要利用定員総数)」の差引数値とは一致しません。

[参考] 令和元(平成31)年度受入実績(②③は4月1日現在、①は5月1日現在) (単位:人)

施設・区分	0歳	1・2歳	3~5歳	計
①幼稚園	—	—	96	96
②保育園(認可・へき地等)	4	55	141	200
③認可外保育施設	0	11	9	20
計	4	66	246	316

【確保方策の考え方】

- ◆量の見込みに対して、3号認定子どもの提供体制が不足しています。公立幼稚園の体制を見直し、認定こども園への移行によりニーズに対応していきます。

【7 川西区域】

(各年4月1日現在/単位:人)

認定の区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1号と2号認定	1号認定子どもの量の見込み	105	97	95	92	94	
	2号認定子どもの量の見込み (幼児期の学校教育の利用希望が強い)	38	35	34	33	34	
	確保 方策	幼稚園、認定こども園 (教育・保育施設)	105	97	95	92	94
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	15	23	25	28	26
提供量の不足	0	0	0	0	0		
2号認定	量の見込み(必要利用定員総数)	288	265	259	251	256	
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	316	321	321	321	321
	提供量の不足	0	0	0	0	0	
3号認定	量の見込み(必要利用定員総数)	189	204	208	220	227	
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	153	158	203	203	203
		地域型保育事業	19	19	36	36	36
	提供量の不足	17	27	0	0	0	
合計	量の見込み(必要利用定員総数)	620	601	596	596	611	
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	574	576	619	616	618
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	15	23	25	28	26
		地域型保育事業	19	19	36	36	36
	提供量の不足(①)	17	27	0	0	0	
参考 数値	定員の弾力化等による受入数(②)	17	27	0	0	0	
	実質的な提供量の不足(①-②)	0	0	0	0	0	

※各認定区分において、確保方策総数>量の見込み(必要利用定員総数)となった場合、提供量の不足は「0」と表示しています。このため、合計欄内における「提供量の不足」の合計値は、「確保方策 - 量の見込み(必要利用定員総数)」の差引数値とは一致しません。

【参考】 令和元(平成31)年度受入実績(②③は4月1日現在、①は5月1日現在) (単位:人)

施設・区分	0歳	1・2歳	3~5歳	計
①幼稚園	—	—	96	96
②保育園(認可・へき地等)	21	145	312	478
③認可外保育施設	1	23	12	36
計	22	168	420	610

【確保方策の考え方】

- ◆幼児期の学校教育の利用希望が強い2号認定子どもについては、幼稚園及び預かり保育又は保育園、認定こども園で受入を行います。
- ◆3号認定子どもへの提供体制が不足していることから、保育園の増設による定員拡大や地域型保育事業の新設等によりニーズに対応していきます。

【8 市外】

(各年4月1日現在/単位:人)

認定の区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1号と2号認定	1号認定子どもの量の見込み	22	21	20	19	19	
	2号認定子どもの量の見込み (幼児期の学校教育の利用希望が強い)	7	6	6	6	6	
	確保 方策	幼稚園、認定こども園 (教育・保育施設)	22	21	20	19	19
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	7	6	6	6	6
	提供量の不足		0	0	0	0	0
2号認定	量の見込み(必要利用定員総数)	45	43	41	39	39	
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	45	43	41	39	39
	提供量の不足		0	0	0	0	0
3号認定	量の見込み(必要利用定員総数)	37	38	40	41	42	
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	37	38	40	41	42
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
	提供量の不足		0	0	0	0	0
合計	量の見込み(必要利用定員総数)	111	108	107	105	106	
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	104	102	101	99	100
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	7	6	6	6	6
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
	提供量の不足		0	0	0	0	0

[参考] 令和元(平成31)年度受入実績(②③は4月1日現在、①は5月1日現在) (単位:人)

施設・区分	0歳	1・2歳	3~5歳	計
①幼稚園	—	—	—	—
②保育園(認可・へき地等)	1	26	44	71
③認可外保育施設	—	—	—	—
計	1	26	44	71

※幼稚園及び認可外保育施設の市外利用については未把握

【確保方策の考え方】

◆利便性等による市外利用の状況を踏まえ、必要量の確保を図ります。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	私立保育園整備費助成事業	各区域における確保方策に基づき、施設整備を行う事業者に対して、その費用を補助します。
2	認定こども園整備費助成事業	
3	地域型保育整備費助成事業	
4	幼稚園施設維持管理業務	公立幼稚園の認定こども園化を進めていきます。
5	市立保育園施設整備事業	公立保育園の定員拡大を進めていきます。
6	児童福祉施設整備費償還金助成事業	認可保育施設等による施設整備のための借入金について、元金及び利息の一部を助成します。

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の内容

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育園、認定こども園等で保育を実施する事業です。

●現状

平成30年度実績 (単位：人)

施設数	利用者数
38	1,911

※利用者数は、定期的な利用及び一時的な利用を含む

●「量の見込み」及び「確保方策」

(各年4月1日現在/単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全 域	量の見込み	2,410	2,345	2,290	2,220	2,190
	確保方策	2,410	2,345	2,290	2,220	2,190
阿 東	量の見込み	15	10	10	10	10
	確保方策	15	10	10	10	10
徳 地	量の見込み	15	15	15	10	10
	確保方策	15	15	15	10	10
北 東 部	量の見込み	560	535	515	495	475
	確保方策	560	535	515	495	475
中 央 部	量の見込み	1,170	1,150	1,135	1,105	1,095
	確保方策	1,170	1,150	1,135	1,105	1,095
小 郡	量の見込み	340	335	325	320	315
	確保方策	340	335	325	320	315
川 東	量の見込み	90	85	80	75	75
	確保方策	90	85	80	75	75
川 西	量の見込み	200	195	190	185	190
	確保方策	200	195	190	185	190
市 外	量の見込み	20	20	20	20	20
	確保方策	20	20	20	20	20

【量の見込みの考え方】

◆推計値を見込み量としています。

【確保方策の考え方】

◆提供体制については、充足すると考えられますが、利用ニーズの動向を踏まえながら、必要に応じて提供施設の増加について検討します。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	私立保育園特別保育事業	保育認定を受けた子どもについて、利用時間外に保育を実施する時間外保育事業を、私立保育園、認定こども園、地域型保育事業に委託して実施します。
2	認定こども園特別保育事業	
3	地域型保育特別保育事業	
4	市立保育園管理運営業務	保育認定を受けた子どもについて、利用時間外に保育を実施する時間外保育事業を、公立保育園（所）で実施します。
5	へき地保育所管理運営業務	

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

●現状

平成31年4月1日現在の実績 (単位：人)

学級数	定員	利用者数／児童数				
		低学年		高学年		計
51学級	2,237	1年生	729/1,576	4年生	208/1,657	
		2年生	679/1,662	5年生	81/1,735	
		3年生	549/1,742	6年生	34/1,680	
計	2,237	1,957/4,980		323/5,072		

※放課後児童クラブ待機児童の状況(各年4月1日現在)…H29(250人)／H30(174人)／H31(138人)

●「量の見込み」及び「確保方策」

(各年4月1日現在／単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
全域	量の見込み	全体	2,554	2,581	2,620	2,645	2,620
		1年生	798	781	798	803	754
		2年生	701	759	743	760	769
		3年生	627	597	647	634	648
		4年生	291	290	276	300	294
		5年生	99	118	118	112	121
		6年生	38	36	38	36	34
	確保方策	2,477	2,542	2,542	2,542	2,542	
	提供量の不足(①)	77	39	78	103	78	
参考数値	面積基準までの弾力的な受入数(②)	21	39	78	103	78	
	実質的な提供量の不足(①-②)	56	0	0	0	0	

見込み量算出における利用率

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	全体
過去の平均利用率(%)	40.0	35.9	28.5	11.6	3.9	1.5	20.2
過去の平均利用伸び率(%)	2.3	1.8	2.3	1.8	0.7	0.2	1.5
計画期間中の利用見込率(%)	49.3	45.7	37.8	17.0	6.6	2.1	25.2

※過去の平均利用率及び平均利用伸び率は、平成27年度から平成31年度の4月1日実績数値(待機児童を含む)より算出

【量の見込みの考え方】

◆利用希望意向アンケートの結果における推計値は、減少する見込みとなっておりますが、実際に利用した児童の割合は、上昇傾向にあることから、過去の平均利用率及び平均利用伸び率を基に計画期間中の利用見込率を推計することで、利用希望者数を算出しています。

【確保方策の考え方】

- ◆佐山、嘉川、二島小学校区については、待機児童が見込まれるため、学級の新設・増築等を行い、令和3年4月に定員拡大と保育環境の充実を図ります。
- ◆面積基準まで利用者の弾力的な受入れを行います。
- ◆更なる公共施設や民有施設等の積極的な活用及び運営団体の確保を図ります。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	放課後児童クラブ運営事業	放課後、留守家庭児童となる小学生を対象に、適切な遊びと生活の場を提供するため、放課後児童クラブの運営を指定管理又は委託により実施します。
2	放課後児童クラブ整備事業	放課後児童クラブの待機児童解消を図るため、施設の新築・増改築等により、定員の拡大を図ります。

(3) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

●現状

平成30年度実績

(単位：人日/月)

施設区分		全域	阿東	徳地	北東部	中央部	小郡	川東	川西
保育園 設置型等	施設数	15		2	2	5	1	2	3
	利用者数	3,867		141	554	1,507	1,044	122	499
地域型	施設数	12	1		2	5	1	2	1
	利用者数	2,927	12		228	1,897	229	123	438
計	施設数	27	1	2	4	10	2	4	4
	利用者数	6,794	12	141	782	3,404	1,273	245	937

※利用者数は年間に利用した延べ人数を月に換算して計上

※利用者数には、保護者やイベント等開催時の参加者等を含む

●「量の見込み」及び「確保方策」

(各年4月1日現在)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全 域	量の見込み (延べ人数/月)	6,766	6,608	6,435	6,260	6,149
	確保方策(箇所)	27	27	27	27	27
阿 東	量の見込み	12	12	11	11	11
	確保方策	1	1	1	1	1
徳 地	量の見込み	140	137	134	130	128
	確保方策	2	2	2	2	2
北東部	量の見込み	779	761	741	721	708
	確保方策	4	4	4	4	4
中央部	量の見込み	3,390	3,311	3,224	3,136	3,080
	確保方策	10	10	10	10	10
小 郡	量の見込み	1,268	1,238	1,206	1,173	1,152
	確保方策	2	2	2	2	2
川 東	量の見込み	244	238	232	226	222
	確保方策	4	4	4	4	4
川 西	量の見込み	933	911	887	863	848
	確保方策	4	4	4	4	4

※単位の「人日/月」:1カ月の延べ利用人数

【量の見込みの考え方】

- ◆平成30年度における年間に利用した延べ人数の実績が、対象児童数の71.2%にあたることを踏まえ、推計児童数の75%を見込み量とします。

【確保方策の考え方】

◆現状の施設 27 箇所を実施します。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	地域子育て支援拠点事業	<p>地域の子育て中の親子、特に未就園児がいる家庭の親子の交流促進や子育てに関する相談、援助等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流広場の提供 ・子育て関連情報の収集、提供 ・子育てに関する相談 ・子育て支援講座の実施 ・子育てサークル等の育成支援 ・地域の子どもと保育所児童との交流

(4) 一時預かり事業

①一時預かり事業（幼稚園型）

在園児を対象に、通常の教育時間の終了後等に一時預かりを行う事業です。

●現状

平成30年度実績

施設及び施設数	延利用者数
私立幼稚園 10園	50,682人
認定こども園 3園	9,864人
合計	60,546人

●「量の見込み」及び「確保方策」

(各年4月1日現在)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全 域	量の見込み (人日/年)	73,200	71,400	68,200	65,900	64,500
	確保方策 (人日/年)	73,200	71,400	68,200	65,900	64,500

※単位の「人日/年」：1年間の延べ利用者数

【量の見込みの考え方】

- ◆利用希望意向アンケートの結果における推計値は、延べ92,000人～104,500人程度で、実績値との間に乖離があります。
このため、実績を踏まえ推計児童数の約70%を見込み量とします。

【確保方策の考え方】

- ◆全ての私立幼稚園、認定こども園（幼稚園部）における実施体制とします。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	私立幼稚園特別保育事業	私立幼稚園、認定こども園に一時預かり事業（幼稚園型）を委託して実施します。
2	認定こども園特別保育事業	
3	幼稚園教育研究団体助成事業	一時預かり事業（幼稚園型）を実施した施設に対して、その費用を補助します。

②一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業（就学前）

■一時預かり事業（幼稚園型を除く）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育園、認定こども園、地域子育て支援拠点等で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

- 保育園の一時預かり
通常保育とは別に、専用スペースにおいて月 14 日以内で一時的に保育する事業で、在園児以外の児童が対象となります。
- 保育園の緊急一時預かり
緊急的な理由により、一時的に保育する事業です。
- 地域子育て支援拠点施設の預かり
週 2 日、3 時間までの短時間に施設で保育する事業です。0 歳児から対象となります。

■子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

乳幼児を子育て中の保護者を会員として、乳幼児の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

●現状

平成 30 年度実績

(単位：人日／年)

施設	施設数	利用者数
保育園(一時預かり)	8	8,847
保育園(緊急一時預かり)	3	175
認可外保育施設	—	—
地域子育て支援拠点施設	1	96
ファミリーサポートセンター	1	1,894

※単位の「人日／年」：1 年間の延べ利用者数

※認可外保育施設の実施状況は未把握

※ファミリーサポートセンターは、未就学児の利用を計上

● 「量の見込み」及び「確保方策」

(各年4月1日現在)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
全 域	量の見込み(人日/年)	11,021	10,754	10,518	10,247	10,072	
	確保方策 (人日/年)	一時預かり(幼稚園型を除く)	9,230	9,005	8,815	8,590	8,445
		子育て援助活動支援事業※	1,791	1,749	1,703	1,657	1,627
阿 東	量の見込み	25	19	17	17	17	
	確保方策	一時預かり(幼稚園型を除く)	15	10	10	10	10
		子育て援助活動支援事業※	10	9	7	7	7
徳 地	量の見込み	42	42	41	35	33	
	確保方策	一時預かり(幼稚園型を除く)	20	20	20	15	15
		子育て援助活動支援事業※	22	22	21	20	18
北東部	量の見込み	2,676	2,603	2,543	2,472	2,418	
	確保方策	一時預かり(幼稚園型を除く)	2,260	2,205	2,160	2,105	2,065
		子育て援助活動支援事業※	416	398	383	367	353
中央部	量の見込み	4,787	4,684	4,586	4,472	4,405	
	確保方策	一時預かり(幼稚園型を除く)	3,975	3,885	3,800	3,705	3,645
		子育て援助活動支援事業※	812	799	786	767	760
小 郡	量の見込み	1,917	1,875	1,833	1,789	1,757	
	確保方策	一時預かり(幼稚園型を除く)	1,635	1,595	1,560	1,520	1,495
		子育て援助活動支援事業※	282	280	273	269	262
川 東	量の見込み	437	425	415	402	396	
	確保方策	一時預かり(幼稚園型を除く)	365	355	350	340	335
		子育て援助活動支援事業※	72	70	65	62	61
川 西	量の見込み	1,137	1,106	1,083	1,060	1,046	
	確保方策	一時預かり(幼稚園型を除く)	960	935	915	895	880
		子育て援助活動支援事業※	177	171	168	165	166

※子育て援助活動支援事業の数値は、就学前児童が対象

※単位の「人日/年」: 1年間の延べ利用者数

【量の見込みの考え方】

《一時預かり(幼稚園型を除く)》

- ◆一時預かりは、利用実績を踏まえ、推計児童数の約11%を見込み量とします。
- ◆緊急一時預かりの利用については、直近の利用実績175人から延べ200人を見込み量とします。
- ◆地域子育て支援拠点施設の利用については、直近の利用実績96人から延べ100人を見込み量とします。

《子育て援助活動支援事業》

- ◆ファミリーサポートセンター事業は、平成30年度における年間に利用した延べ人数の実績が、対象児童数の19.8%にあたることを踏まえ、同じ利用率を基に見込み量を推計します。

【確保方策の考え方】

- ◆一時預かりについては、現状の受入施設において対応しますが、社会情勢や利用ニーズの動向を踏まえながら、受入施設の拡充について取り組みます。
- ◆緊急一時預かりについては、一時預かり実施園を除く認可保育園で実施することとしていますが、幼稚園における実施についても検討します。
- ◆地域子育て支援拠点施設については、現状の受入施設において対応しますが、社会情勢や利用ニーズの動向を踏まえながら、受入施設の拡充について検討します。
- ◆ファミリーサポートセンターについては、相互援助活動が円滑に実施できるよう会員の確保に取り組みます。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	私立保育園特別保育事業	私立保育園、認定こども園に一時預かり事業を委託して実施します。
2	認定こども園特別保育事業	
3	市立保育園管理運営業務	公立保育園（所）において、一時預かり事業を実施します。
4	へき地保育所管理運営業務	
5	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点施設に一時預かり事業を委託して実施します。
6	ファミリーサポートセンター運営事業	育児サービスを受けたい方と子育て支援の提供を行う方の依頼調整を行います。

(5) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった乳幼児・小学生児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

- ・ショートステイ（短期入所生活援助事業）…宿泊を含む預かりを行う事業
- ・トワイライトステイ（夜間養護等事業）…概ね22時までの預かりを行う事業

●現状

平成30年度実績 (単位：人日/年)

事業	施設数	利用者数
ショートステイ	6 箇所	108
トワイライトステイ		22
(日中一時預かり)		(45)

●「量の見込み」及び「確保方策」

(各年4月1日現在)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全 域	量の見込み(人日/年)	130	130	130	130	130
	ショートステイ	100	100	100	100	100
	トワイライトステイ	30	30	30	30	30
	確保方策(箇所)	6	6	6	6	6

※単位の「人日/年」：1年間の延べ利用者数

【量の見込みの考え方】

- 近年の実績値の推移を勘案した推計値を見込み量としています。

【確保方策の考え方】

- 現状の受入施設である6箇所（市内4箇所、市外2箇所）で対応します。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	家庭児童相談事業	相談室を設置し、専門職（保健師・社会福祉士・保育士等）が子どもや家庭に関する相談に応じ、内容によって必要な支援に繋がります。

(6) 病児保育事業

病児（12歳までの児童）について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師・保育士が一時的に保育等を実施する事業です。

●現状

平成30年度実績 (単位：人日/年)

		全域	市外利用	計
病児保育	施設数	3	—	3
	利用者数	4,686	323	5,009

※利用者数は、各施設の年間に利用した延べ人数を計上

●「量の見込み」及び「確保方策」

(各年4月1日現在)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
全 域	量の見込み(人日/年)	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	
	確保方策	(人日/年)	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200
		(箇所)	3	3	3	3	3
北 部	量の見込み	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700	
	確保方策	(人日/年)	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700
		(箇所)	2	2	2	2	2
南 部	量の見込み	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
	確保方策	(人日/年)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
		(箇所)	1	1	1	1	1
(市 外)	量の見込み	300	300	300	300	300	
	確保方策	(人日/年)	300	300	300	300	300
		(箇所)	—	—	—	—	—

※単位の「人日/年」：1年間の延べ利用者数

【量の見込みの考え方】

◆過去の実績に基づき、市内4,900人程度、市外300人程度を見込み量とします。

【確保方策の考え方】

◆実績からも現行の3施設で必要な量を確保できると考えられることから、現状を維持しつつも、実績等状況を踏まえながら、必要に応じて受入施設数の拡大を図ります。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	病児保育事業	病気回復期に至らない乳児・幼児又は小学校に就学している児童で、集団教育が困難な場合や家庭保育ができない場合に、市内3箇所の病児保育所において、一時預かりを行います。 また、必要に応じて施設数の拡大を図ります。

(7) 子育て援助活動支援事業（就学後）

■子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

小学生児童を子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との育児に係る相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

●現状

平成30年度実績

(単位：人日/年)

利用内容	全域	阿東	徳地	山口	小郡	秋穂	阿知須
放課後児童クラブ終了後や外出時の預かり等	2,157	0	28	1,744	232	56	97

●「量の見込み」及び「確保方策」

(各年4月1日現在)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全 域	量の見込み（人日/年）	2,126	2,087	2,061	2,014	1,962
	確保方策（箇所）	1	1	1	1	1

※単位の「人日/年」：1年間の延べ利用者数

【量の見込みの考え方】

- ◆平成30年度における年間に利用した延べ人数の実績が、対象児童数の20.3%にあたることを踏まえ、平成30年度の実績を基に見込み量を推計します。

【確保方策の考え方】

- ◆市内1箇所ですべて事業を実施します。また、入会受付等については、各総合支所においても行ないます。
- ◆相互援助活動が円滑に実施できるよう会員の確保に取り組めます。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	ファミリーサポートセンター運営事業	育児サービスを受けたい方と子育て支援の提供を行う方の依頼調整を行います。

(8) 利用者支援事業

子ども及びその保護者等、又は妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

●現状

平成31年4月1日時点

やまぐち子育て福祉総合センター（基本型・特定型） 1箇所

やまぐち母子健康サポートセンター（母子保健型） 1箇所

●「量の見込み」及び「確保方策」

① 基本型・特定型

（各年4月1日現在）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全 域	量の見込み（箇所）	1	1	1	1	1
	確保方策（箇所）	1	1	1	1	1

② 母子保健型

（各年4月1日現在）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全 域	量の見込み（箇所）	1	1	2	2	2
	確保方策（箇所）	1	1	2	2	2

【量の見込みの考え方】

◆基本型・特定型

本事業は、全市的な視点を重視して1箇所とします。

◆母子保健型

全市的な視点を重視して、「子育て世代包括支援センター」の設置を2箇所とします。

【確保方策の考え方】

◆基本型・特定型

教育・保育施設等の利用支援については、「やまぐち子育て福祉総合センター」において実施します。

◆母子保健型

「やまぐち母子健康サポートセンター」に加え、南部地域の支援拠点として、新たにセンターを設置します。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	妊娠・出産包括支援事業 (利用者支援事業「母子保健型」)	やまぐち母子健康サポートセンターにおいて、保健師、助産師等が妊娠期から子育て期にわたる専門的な相談及び支援を行います。
2	子育て福祉総合センター管理 運営事業	教育・保育・その他の子育て支援に関する情報提供や必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

(9) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

●現状

平成 30 年度実績 (単位：件)

事業	健診回数	延べ受診件数
妊婦健康診査	14 回	18,789

●「量の見込み」及び「確保方策」

(各年 4 月 1 日現在)

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
全 域	量の見込み (人回)	19,390	18,900	18,410	17,920	17,430	
	対象者数 (人)	1,385	1,350	1,315	1,280	1,245	
	健診回数 (回)	14	14	14	14	14	
	確保 方策	実施場所 (箇所)	30	30	30	30	30
		実施体制	医療機関との委託契約				
		検査項目	国が定める基本的な妊婦健康診査項目				
		実施時期	通年実施				

※健診回数は、一人当たりの健診回数として見込まれるもの

※実施場所は、県内の医療機関と委託契約、里帰り先の県外医療機関受診の場合は健康診査費用を助成

【量の見込みの考え方】

- ◆15 歳から 49 歳までの女性の人口や妊娠届出数の推移を勘案した推計値を見込み量としています。

【確保方策の考え方】

- ◆現行体制により、提供体制を引き続き確保していきます。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	妊婦健康診査事業	妊婦及び胎児の健康状態を把握するため、妊婦健康診査を 14 回実施し、費用は経済的負担の軽減を図るため公費負担とします。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

■乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

●現状

平成30年度実績

	件数・実施率
出生数	1,435 件
訪問対応数	1,289 件
事業実施率	89.8%

※訪問者：保健師、助産師、母子保健推進員

●「量の見込み」及び「確保方策」

(各年4月1日現在)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
全 域	量の見込み(人)	1,420	1,385	1,350	1,315	1,280	
	確 保 方 策	実施体制(人)	240	240	240	240	240
		実施機関	山口市				
		委託団体等	市母子保健推進協議会(210人) 保健師・助産師(30人)				

【量の見込みの考え方】

- ◆妊娠届出数の推移から出生数を勘案し、推計値を見込み量とします。

【確保方策の考え方】

- ◆現行体制により、提供体制を引き続き確保していきます。
- ◆乳児家庭全戸訪問事業に取り組む中で、さらなる支援が必要と判断される家庭については、要保護児童対策地域協議会の協議に基づき実施する養育支援訪問事業により、継続的な支援体制を整えます。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	母子保健指導事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	保護者の育児不安や悩みをきき、子育てに関する情報提供などを行うために、保健師・助産師・母子保健推進員が4か月までの乳児の全家庭へ訪問します。また、妊産婦・乳幼児を対象とした家庭訪問を実施し、支援が必要と判断した家庭には、保健師等による継続した訪問や見守りを行います。
2	母子地域活動事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	

(11) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保し、児童虐待の未然防止に資する事業です。

●現状

平成30年度実績 (単位：世帯)

事業	訪問世帯数
育児支援家庭訪問事業	25

※延べ件数は127件

●「量の見込み」及び「確保方策」

(各年4月1日現在)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全 域	量の見込み (訪問世帯数)	30	30	30	30	30
	確保 方策	実施体制	市家庭児童相談室(6人)			
		実施機関	山口市			

【量の見込みの考え方】

- ◆近年の実績値の推移を勘案した推計値を見込み量としています。

【確保方策の考え方】

- ◆現行体制により、提供体制を引き続き確保していきます。
- ◆乳児家庭全戸訪問事業と連携し支援が必要と判断される家庭については、要保護児童対策地域協議会の協議に基づき実施する養育支援訪問事業により、継続的な支援体制を整えます。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	養育支援訪問事業	養育状況により支援の必要性があると思われる家庭に対し、家庭訪問等を行い、指導・助言等を行います。また、養育不良の家庭に対して養育支援計画を作成し、訪問支援者を派遣して、定期的な訪問等を行い、養育上の諸問題の解決、改善を図ります。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

各施設事業者が実費徴収を行うことができる費用について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

- (1) 生活保護受給世帯等を対象に、特定教育・保育施設等に対して支払う日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用及び行事参加に要する費用等について、利用者1人当たり1月2,500円を上限に補助します。
- (2) 低所得世帯又は多子世帯を対象に、食事の提供（副食に限る）に係る実費徴収額の費用について、利用者1人当たり1月4,500円を上限に、実際の額までを補助します。

※(2)の対象施設は、特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園に限ります。

●現状

- (1)については、実施していません。
- (2)については、令和元年10月から実施しています。

●「量の見込み」及び「確保方策」

(各年4月1日現在)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(1)	全域	量の見込み(人)	20	20	20	20
		確保方策(人)	20	20	20	20
(2)	全域	量の見込み(人)	220	215	210	205
		確保方策(人)	220	215	210	205

【量の見込みの考え方】

- ◆(1)については、特定教育・保育施設等を利用する子どもについて、令和元年10月1日時点の生活保護受給世帯等の割合から推計した給付対象者を量の見込みとします。
- ◆(2)については、施設型給付に移行していない幼稚園における子どもについて、令和元年10月1日時点の実績から推計した給付対象者を量の見込みとします。

【確保方策の考え方】

- ◆(1)については、新たに令和2年度から実施することとし、(1)、(2)ともに各給付対象者の保護者に対象費用の一部を補助します。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	実費徴収補足給付事業	生活保護受給世帯等の子どもの日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用及び行事参加に要する費用の一部を補助し、保護者の負担軽減を図ります。
2	私立幼稚園等副食費補助事業	幼稚園に通う低所得世帯、又は第3子以降の子どもの副食費を補助し、保護者の負担軽減を図ります。

3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

【目標値の設定】

この事業に対する目標値を下記のとおり設定します。

項目	現状 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
保育所待機児童数 (翌年度4月1日の状況)	15人	0人
認定こども園数	3園	8園
幼稚園や保育所(園)で就学前 教育を受けている幼児の割合 (山口市立小学校1年生に対 する調査結果)	99.7%	99.8%

(1) 認定こども園の普及

現状

- ◆平成31年4月までに、3施設が幼稚園から認定こども園に移行しています。
- ◆認定こども園に移行していない私立幼稚園は、9施設あり、その内1施設は施設型給付の幼稚園です。
- ◆令和2年4月には、私立幼稚園1施設が認定こども園への移行を予定しており、合計で4施設となります。
- ◆就学前児童の保護者が利用したいと考える施設として、「認定こども園」と回答した割合は25.8%となっています。(複数回答)
- ◆幼児教育・保育の無償化が実施された場合に、利用したい施設に変更があると回答した就学前の保護者は、12.1%で、そのうち「認定こども園」と回答した割合は41.3%となっています。(複数回答)

課題

- ◆私立幼稚園においては、運営等の事情もあることから、認定こども園への移行について行政が直接関与することは困難です。
- ◆幼稚園においては入園者数が減少していますが、一定数の希望者もあります。そうした中、保育時間の延長といった保育ニーズへの対応や、幼児教育・保育に係る人材確保といった課題が見受けられることから、今後の園運営への安定的・持続的な対応が必要です。

取組

- ◆本市における待機児童や保育ニーズの状況などを踏まえ、保育園部の需要の高さについて、幼稚園事業者に理解を求めることにより、認定こども園への移行を促進します。
- ◆また、公立幼稚園における近年の定員割れ等の状況や各区域の実情等を踏まえ、公立幼稚園の認定こども園化を進めていきます。

●取組内容

具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	認定こども園整備費助成事業	認定こども園に移行するための施設整備を行う事業者に対して、その費用を補助します。
2	幼稚園施設維持管理業務	公立幼稚園の認定こども園化を進めていきます。

(2) 幼稚園教諭・保育士の資質向上の支援

現 状

- ◆幼稚園や保育園、認定こども園などの各施設の幼稚園教諭や保育士が、研修会等へ参加することにより資質向上を図っています。
- ◆やまぐち子育て福祉総合センターでは、対象者に民間施設の保育士等も含め、保育者・子育て支援者専門研修など、様々な研修会や講座を実施しています。
- ◆山口市すくすく保育プランを共通理念とし、各施設において特色ある保育を実施しています。
- ◆人材確保に向けた保育士養成校との連携やインターンシップの受入、働き方改革への取組も進めています。

課 題

- ◆待機児童が発生しているため、保育施設では保育士の配置基準の範囲内で、より多くの子どもの受入を行っており、ゆとりを持った保育を実施することに苦慮する状況も見受けられます。

取 組

- ◆やまぐち子育て福祉総合センターによる保育士資格応援講座や保育再チャレンジ講座など、研修会や講座について、より一層の充実を図ります。
- ◆保育士の離職防止を図り、業務軽減にもつながるよう、働き方改革に向けた取組を実施します。
- ◆令和元年度から半ば試行的に運用を開始した、公立保育園長経験者による公立私立保育施設への「巡回指導」は、教育・保育施設への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善について助言等を行う「幼児教育アドバイザー」としての一面もあり、指導とともに業務改善等への参考となる事業を他の施設へ広めていくことで、市全体の保育環境の改善につなげていきます。

●取組内容

具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	子育て福祉総合センター管理運営事業	保育者を対象とした各種専門研修の実施、保育の質の向上を目的とした研修メニューの見直し、保育関係者の情報交換等による保育関係機関の連携など、一層の事業充実を図ります。
2	民間保育サービス施設支援事業費	施設研修代替事業を継続して実施します。保育士が研修会に参加するために、代替の保育士を雇用した場合に、その費用を補助します。

No	事務事業	事業内容
3	保育士等人材確保事業 〔労働環境改善〕	<ul style="list-style-type: none">・ 保育現場の実情に精通した専門家と連携の上、市内の民間保育所に対し、定期的にアドバイザーを派遣し、業務改善など具体的な労働環境の改善を進めることで、保育士の離職防止を図ります。・ 各保育園の保育士に対して、働き方改革を推進する人材の育成のための「働き方改革推進人材養成講座」を実施し、受講した保育士が各保育園で課題解決等に取り組んだ後、成果報告を行い、取組の過程で得られた課題やノウハウを他の保育園と広く共有することで、市内全体に普及させていきます。また、毎年度、成果状況等を踏まえ、実施内容の見直しを行いながら進めていきます。

(3) 教育・保育事業相互の連携、幼保小の連携

現 状

- ◆「つながる子どもの育ち」の策定、小学校教員を幼稚園に派遣する幼児教育長期研修の実施、幼・保・小の連携の調査研究事業を実施し、成果を県内に普及しています。
- ◆ことばの教室幼児部への通級児童数が増加傾向にあります。(平成30年度102人、対前年度比20%増)

課 題

- ◆幼・保・小一貫指導を推進する上では、各施設における子どもたちの生活時間帯が異なることが課題となっています。
- ◆通級児童が増加する中、相談は受けても指導に至らない場合があることから受入体制の拡大が必要です。

取 組

- ◆乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、幼稚園・保育園等と小学校の連携の強化を図ります。
- ◆小学校教育への円滑な接続を図るため、「ことばの教室幼児部」を拠点とし、幼・保・小が連携して、特別な配慮又は支援を必要とする幼児に対し、その状況に応じた教育を行います。
- ◆教室数の少ない南部ことばの教室幼児部について、教室数の増加に取り組みます。

●取組内容

具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	幼児教育研究事業	幼児期の学校教育・保育においては、小学校教育との連携や接続について十分配慮することが求められていることから、市内11ブロックに設置している連絡協議会における、就学に関わる情報交換や研修等により、連携の強化を図ります。
2	ことばの教室幼児部管理運営業務	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前の幼児一人ひとりの障がいに合わせた特別な指導を行います。 ・園生活に適應していくための支援を行い、必要な支援を小学校へ引き継いでいくため、関係機関とも連携して取り組みます。 ・南部ことばの教室幼児部の教室数増加により、受入児童の拡大に取り組みます。

4 子どもの成長と子育てを支援する事業

【目標値の設定】

この事業に対する目標値を下記のとおり設定します。

項目	現状 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
子どもを安心して生み育てられる環境が整っていると思う、子どもを持つ親の割合	50.0%	67.0%
子育ての不安や悩みを解決できている親の割合	52.2%	62.0%
待機児童解消のため、公立保育園において確保する保育士総数 (フルタイム換算、会計年度任用職員含む)	—	16人 (令和4年4月1日まで)

(1) 保育及び教育環境の充実

現状

- ◆ 保育園において、待機児童が発生している中、保育需要の増大に伴い、全国的な傾向と同様、本市においても保育士等の確保が困難な状況が続いています。
- ◆ 支援を必要とする幼児の受け入れには、人員体制等を整える必要がある場合があります。
- ◆ 乳児(0歳児)は、年度末にはほぼ定員どおり受け入れています。年度当初には、入園できる月齢要件等もあり、利用申込も少なく、定員の60%程度の入園状況となっています。

課題

- ◆ 待機児童解消に向け、受入拡大を行うために、保育士等人材確保が重要な課題となっています。
- ◆ 障がい児等、特別な支援を必要とする幼児の受入のための、加配保育士の確保や施設改修等が迅速に対応できないことがあります。
- ◆ 年度途中から増加する乳児の受入に対応できるよう、常に人材を確保しておくことが必要です。

取組

- ◆待機児童解消に向け、保育士人材等を確保し、また、質の高い保育の安定的な提供を図るとともに保育士等の処遇改善のため、認可保育施設、及び預かり保育を実施する私立幼稚園に対して、その費用の一部を補助します。
- ◆待機児童の受入を公立保育園で行うために必要となる保育士（会計年度任用職員を含む。）を確保し、待機児童が解消できるよう取り組みます。
- ◆障がい児の受入を促進するため、受入に必要な施設改修等を行った施設に対して運営支援を行います。
- ◆保育士資格を有しない子育てサポーター等を配置し、保育士の負担を軽減し、保育環境の充実を図る私立保育施設に対して、サポーター等の配置に要する費用を補助します。また、公立保育園においても、保育士資格を有しない保育補助員を配置することで保育士の負担軽減に取り組みます。
- ◆乳児（0歳児）を担当する保育士を確保し、年度途中の受入を推進する施設に対して、運営支援を行います。
- ◆認可保育施設に在園している児童のうち、日曜・祝日に家庭での保育が困難な場合に利用することができる、休日保育を行います。
- ◆保育士の負担軽減を図るため、保育業務のICT化に取り組みます。

●取組内容

具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	保育士処遇改善 ・私立保育園運営事業 ・認定こども園運営事業 ・地域型保育運営事業	保育に携わる人材の確保が困難な中、質の高い保育の安定的な提供を図るため、施設に対して常勤換算の保育士1人当たり年間23千円を補助します。
2	私立保育園運営事業 (休日保育)	私立保育園（1施設）において、休日保育を実施します。
3	私立保育園特別保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児受入促進事業として、障がい児受入のための施設改修等の費用を補助します。 ・保育体制強化事業として、子育てサポーター等を配置することで、保育士の負担を軽減し、保育環境の充実を図る施設に対して、サポーター等の配置に要する費用を補助します。 ・児童の健康支援体制強化事業として、看護師等を配置し、子どもの健康対策の充実を図る施設に対して、看護師等の配置に要する費用を補助します。 ・児童発達支援体制確保事業として、障がい児等の発達支援及び処遇改善並びに職員の処遇改善を図ります。 ・乳児保育促進事業として、乳児担当保育士を確保し、年度途中の受入推進を図ります。

No	事務事業	事業内容
4	認定こども園特別保育事業	児童発達支援体制確保事業として、障がい児等の発達支援及び処遇改善並びに職員の処遇改善を図ります。
5	地域型保育特別保育事業	児童の健康支援体制強化事業として、看護師等を配置し、子どもの健康対策の充実を図る施設に対して、配置に要する費用を補助します。
6	私立幼稚園運営事業	保育に携わる人材の確保が困難な中、質の高い保育の安定的な提供を図るため、預かり保育を実施する施設型給付の幼稚園に対して常勤換算の保育士 1 人当たり年間 23 千円を補助します。
7	市立保育園管理運営業務	<ul style="list-style-type: none"> ・待機児童を解消するために必要となる保育士（会計年度任用職員を含む。）を確保します。 ・ICT を活用した保育システム等の整備に取り組みます。 ・保育補助員の配置に取り組みます。
8	幼稚園施設空調設備整備 PFI 事業	公立幼稚園において、快適な教育環境を維持できるよう、空調を設置、モニタリング等を行い適切な維持管理を行います。

(2) 子どもと母親の健康づくり

現 状

- ◆少子化・核家族化の進展及び地域コミュニティの希薄化が進む中、妊娠・出産・育児に対する不安や負担感を持つ方が増えています。
- ◆母と子の健康の管理と保持増進を図る妊産婦健康診査及び乳幼児健康診査の受診率は高い水準を維持しています。
- ◆妊娠期から子育て期にわたる専門的な相談支援を行う「やまぐち母子健康サポートセンター」の利用者は年々増加しています。
- ◆健康に良い食生活を実践している人の割合は、若い世代ほど低い状況です。
- ◆山口市医師会に委託し、お盆、年末年始、冬季の日曜・祝日に小児科診療を行っています。
- ◆総合病院山口赤十字病院内に設置された山口地域夜間こども急病センターにおいて、毎日19時から22時まで、小児医療が確保されています。
- ◆山口市休日・夜間急病診療所において、外科及び歯科診療を行っています。

課 題

- ◆妊娠・出産・育児に関する不安の解消を図り、健やかに母子が過ごせるよう、切れ目のない支援を円滑かつ効果的に実施していくことが求められています。
- ◆偏食や欠食は、子どもの成長・発達に影響を及ぼすほか、若い女性に多く見られるやせの一因や、将来骨粗しょう症や生活習慣病の発症を招きやすくなります。
- ◆休日や夜間の外来診療のない時間帯に、緊急性の低い軽症の乳幼児が救急外来を受診するなど、適正受診がなされていません。

取 組

- ◆関係機関と連携し、妊娠期の健康管理の体制と産後早期の支援の充実を図ります。
- ◆妊娠・出産・育児が安心して迎えられるよう、情報提供や相談支援に努めます。
- ◆子どもの健やかな成長・発達の支援の充実を図ります。
- ◆親子が食に関する様々な体験活動を通して食育への関心を高め、健康に良い食生活が実践できるよう、関係機関と連携した食育活動を推進していきます。
- ◆一次救急医療と二次救急医療の役割や適切な受診について啓発します。
- ◆県や関係機関と連携し、緊急時にも安心して医療を受けることができる体制の維持に努めます。

●取組内容

具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

①安心して出産できる環境の整備

No	事務事業	事業内容
1	母子保健指導事業 (妊娠届出時の保健指導)	安心して出産・育児に取り組めるよう、妊娠届出時に保健師及び助産師が保健指導を行います。
2	妊娠・出産包括支援事業 (産前・産後サポート事業)	家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図るために、サロンや講座を実施し、保健師、助産師等による相談支援を行います。
3	妊娠・出産包括支援事業 (産後ケア事業)	退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を行うために、医療機関等においてデイサービス型及び宿泊型を行います。
4	妊娠・出産包括支援事業 (産婦健康診査事業)	産婦の経済的な負担軽減と心身の健康管理を図るために、産後2週間、産後1か月の計2回産婦健康診査を行います。
5	妊産婦歯科保健事業	妊産婦の歯科疾患の早期発見と早期治療のため、歯科健康診査と歯科保健指導を行います。
6	不妊・不育治療費助成事業	医療保険適用となる不妊治療費の自己負担分と不育治療費の自己負担分に対して、助成金を交付します。

②安心して子育てができる環境の整備

No	事務事業	事業内容
1	乳幼児健康診査	1、3、7か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に乳幼児期の疾病を早期発見することを目的に健康診査を行います。
2	母子相談事業	子育てに関する不安や悩みを軽減し、母子保健に関する正しい知識の啓発と普及を図るため、各種専門職が保健センターや地域交流センター等、身近な場所での相談、指導を行います。保健センター等では、個別に電話相談も行います。
3	母子健康教育事業 (離乳食教室・病気とお薬)	育児や健康づくりに関する正しい知識の普及や仲間づくりを目的とした教室を行います。
4	母子健康教育事業 (発達支援学級・未熟児教室)	発達が気になる幼児と未熟児及びその保護者に、専門職が助言、指導を行う教室を実施します。
5	5歳児発達相談会	5歳児の保護者が発達や育児についての不安を相談し、関係機関が連携して助言、指導を行うことで、子どもの成長・発達を支援します。
6	母子地域活動事業 (母子保健推進員)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭にとって地域の身近な相談者である母子保健推進員を育成します。 ・地域の子育ての支援や輪づくりのため、母子保健推進員が乳幼児の訪問や育児学級を行います。

③食育の推進

No	事務事業	事業内容
1	食育推進事業	「食育かるた」「朝ごはんナビ」「お野菜ナビ」等を活用した啓発活動や、小中学生を対象にお料理コンクールの実施、子どもや親子を対象とした食育教室の開催など、関係機関と連携した食育活動を行います。

④小児医療の充実

No	事務事業	事業内容
1	在宅当番医制事業	山口市医師会、吉南医師会に委託し、休日医療を確保します。
2	地域救急医療運営費補助事業	山口県小児救急医療電話相談（#8000）について周知します。
3	休日・夜間急病診療所運営業務	山口市休日・夜間急病診療所で診療を行います。
4	未熟児養育医療給付事業	医療を必要とする未熟児に対して、養育に必要な医療の給付を行います。

(3) 子育て家庭の経済的負担の軽減

現 状

- ◆子どもを健やかに生み育てるために、市に期待することとして、「子育てのための経済的支援」と回答した割合は、就学前児童の保護者で69.7%、小学生の保護者で58.4%と最も多くなっています。(複数回答)
- ◆3～5歳の全世帯と0～2歳の住民税非課税世帯を対象に、幼稚園、保育園の利用料は無償化されましたが、副食費等は保護者の負担となっています。
- ◆低所得世帯等や第3子以降等は、副食費が軽減されることとなっています。
- ◆本市では、県制度(多子世帯応援保育料等軽減事業)に併せて、国基準以上の軽減措置を実施することとしています。
- ◆経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品費や給食費などを援助しています。
- ◆乳幼児、小・中学生、ひとり親家庭、重度障がい児に対して、保険診療による医療費の自己負担分の助成を実施しています。
- ◆中学校卒業までの児童を養育している方に、児童手当が支給されます。

課 題

- ◆子どもを健やかに生み育てるために、子育てに対する経済的な負担を軽減する必要があります。
- ◆必要なサービスや給付について、それらを必要とされる方に適切に利用していただけるよう複合的に周知を図る必要があります。

取 組

- ◆乳幼児、小・中学生、ひとり親家庭、重度障がい児に対し、保険診療による医療費の自己負担分の助成を実施します。
- ◆経済的な理由により、就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品や給食費などを援助します。
- ◆特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の負担を軽減するための支援を行います。
- ◆県制度(多子世帯応援保育料等軽減事業)に併せて、多子世帯の子どもの保育料又は副食費を軽減します。
- ◆引き続き、中学校卒業までの児童を養育している方に、児童手当を支給します。

●取組内容

具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	要・準要保護児童就学援助事業	経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し学用品費や給食費などを援助します。
2	特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級及び通級学級へ就学する児童・生徒の保護者に対し学用品費や給食費、通学費などを援助します。
3	乳幼児医療費助成事業	小学校入学前の乳幼児を対象に、保険診療による医療費の自己負担分を助成します。
4	こども医療費助成事業	小・中学校の児童・生徒を対象に、保険診療による医療費の自己負担分を助成します。
5	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の母又は父、及びその児童などを対象に、保険診療による医療費の自己負担分を助成します。
6	重度心身障害者医療費助成事業	重度の障がいがある児童などを対象に、保険診療による医療費の自己負担分を助成します。
7	児童手当支給事業	中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に手当を支給します。
8	私立保育園運営事業	低所得世帯等、副食費免除対象者の副食費について対象児童の在籍する施設に副食費相当額を支給します。
9	認定こども園運営事業	

(4) 悩み、不安、困難を抱える子どもや子育て家庭への支援

現 状

- ◆子育てについて、気軽に相談できる人や場所が「いない・ない」という割合が就学前児童の保護者で5.7%（前回5.0%）、小学生の保護者で10.6%（8.5%）と前回の調査結果より増加しています。
- ◆平成28年国民生活基礎調査の結果では、ひとり親家庭の子どもの貧困率は2人に1人となっています。
- ◆就学前児童の保護者の子育てに関する悩みについて、「子どもの病気や発育・発達に関すること」が41.6%と最も高くなっています。（複数回答）
- ◆ひとり親家庭など、多様な世帯構成による子育てに不安等を抱える家庭が増えています。
- ◆やまぐち子育て福祉総合センターへの相談件数は、増加傾向にあります。
- ◆障がいのある子どもは、そのライフステージにおいて、多くの関係機関・関係者の支援を受けていますが、これらの支援を専門的立場で、継続的・総合的につなぐ機能が不足しています。
- ◆支援の必要な子どもの受入（保育等）が困難な場合もあり、保護者の就労に支障がでている家庭も見受けられます。
- ◆虐待の疑いも含め、養護相談等の相談通告受理件数が毎年増加しています。
- ◆ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的に児童扶養手当が支給されます。
- ◆外国籍の方の転入が、増加傾向にあります。（国勢調査より、平成27年度1,010人、対前回調査比3.3%増）
- ◆外国人幼児の入園にあたっては、主にコミュニケーションの面で困難な場合が多く見受けられ、施設においては、緊急時の連絡など安全安心な保育を行うため、積極的な受入につながらないことがあります。

課 題

- ◆子育て家庭が、気軽に相談できる環境づくりが必要です。
- ◆ひとり親家庭の保護者の就労支援による、経済的自立を促進する必要があります。
- ◆子どもの貧困対策を強化する必要があります。
- ◆障がいのある子どもの支援にあたる関係機関・関係者の連携と、障がいのある子どもの特性や家族状況に応じた適切な支援とコーディネートする機能が必要です。
- ◆やまぐち子育て福祉総合センターの一層の周知、及び専門的な職員体制の充実が必要です。
- ◆支援の必要な子どもの受入を行う、保育施設の保育士の確保が必要です。
- ◆子どもへの虐待を防ぐための対策が必要です。

取組

- ◆子育て家庭が、気軽に相談できる体制を充実、強化します。
- ◆ひとり親家庭の親の就労を支援します。
- ◆ひとり親家庭等の子どもの居場所をつくります。
- ◆看護師や臨床心理士など、専門性の高い職員が配置できるような取組について検討していきます。
- ◆退職後の保育士や幼稚園教諭の雇用・配置により、やまぐち子育て福祉総合センターにおける職員体制の充実を図ります。
- ◆障がいのある子どもの育ちを支えるため、関係機関・関係者が連携した支援体制の充実・強化を図ります。
- ◆やまぐち子育て福祉総合センターにおいて、教育・保育、その他の子育て支援に関する幅広い相談等への対応や関連する情報の発信に取り組みます。
- ◆児童虐待の防止を図ります。
- ◆保育利用申込書等の関係書類や市ウェブサイトの英文ややさしい日本語等表記、通訳機能のある機器の窓口等への配備に取り組みます。

●取組内容

具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	家庭児童相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ・相談室を設置し、専門職（保健師・社会福祉士・保育士等）が子どもや家庭に関する相談に応じ、内容によって必要な支援に繋がります。 ・疑いも含め児童虐待として受理したケースは、要保護児童対策地域協議会でケース管理を行い、関係機関と連携して対応します。 ・家庭総合支援拠点の中核である家庭相談室・母子健康サポートセンター・やまぐち子育て福祉総合センターと子ども及び家庭に関わる機関が連携して子どもと子育て家庭を支援します。
2	母子父子福祉対策事業	母子・父子自立支援員がひとり親家庭の様々な相談に応じ、必要な支援に繋がります。
3	母子父子家庭自立支援給付事業	ひとり親家庭の母及び父に対して、就業に結びつきやすい資格の取得を促進するため、給付金を支給します。
4	母子生活支援施設入所措置事業	経済的、住宅事情等により困窮している母子世帯、またDV被害者の母子保護のため、母子生活支援施設への入所措置を行います。
5	子どもの生活・学習支援事業	ひとり親家庭の子どもが定期的集える場所として、ボランティア等による生活支援（食事の提供）や学習支援を行います。

No	事務事業	事業内容
6	子育て福祉総合センター管理運営事業	職員体制の充実を図り、教育・保育・その他の子育て支援に関する幅広い相談等への対応や関連する情報の発信に取り組みます。
7	学校教育振興事業	<ul style="list-style-type: none"> ・発達上の困り感や障がいのある幼児・児童・生徒について、関係機関と連携し、幼児・児童・生徒及び保護者への支援に努めます。また、市内の拠点校に配置する特別支援教育推進専門員が、園・学校を訪問し、相談や支援を行います。 ・障がい児等、特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進するとともに、受け入れにあたっては、関係機関との連携を図り、支援の提供体制の確保に努めます。 ・学校においては、障がいの有無にかかわらず、共に学ぶ取組（インクルーシブ教育）の充実を図りつつ、通常の学級の子どもと特別支援学級等の子どもの交流及び共同学習の促進を図っていきます。
8	教育相談室管理運営業務	山口市教育相談室において、常駐している教育相談員が、いじめや不登校をはじめとする学校生活における悩み事や、子どもの養育上の相談等を受けます。教育支援センター(あすなろ第1・第2教室)への入室手続や関係機関の紹介を行います。
9	人権啓発・学習講座開催等事業	広く市民を対象に人権問題について理解を深めるため、人権学習講座などの講演会を開催します。
10	障害児施設サービス給付事業	障がい児及び療育を必要とする児童に対し、放課後等デイサービスなどの福祉サービスを提供することにより、障がい児及び療育を必要とする児童やその保護者が地域で安心して生活できるように支援を行います。
11	特別障害者手当等支給事業	障害児福祉手当：日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳未満の家庭で生活している重度障がい児に、月額14,790円を支給することにより、経済的、精神的負担を軽減します。
12	心身障害児福祉手当支給事業	身体障害者手帳、療育手帳を所持する20歳未満の児童を養育、監護する市在住の保護者又は養育者に、月額3,000円を支給することにより、児童の福祉の増進を図ります。
13	子ども発達支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達に関する相談窓口を明確化し、保護者の相談内容と支援が適切につながるよう体制整備を行います。 ・発達障がいに関する専門員が、子どもとその保護者が集まる場所に巡回等を行う支援を実施するなど、早期発見、早期支援の体制の充実を図ります。

No	事務事業	事業内容
14	児童扶養手当等支給事業	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的に手当を支給します。
15	市立保育園管理運営業務	入園等関係書類や市ウェブサイトの翻訳、通訳機能のある機器の導入等について取り組みます。
16	幼稚園管理運営業務	

(5) 子どもの安全・安心の確保

現 状

- ◆全国的に、子どもが被害にあう事故や犯罪が問題となっています。
- ◆子どもを健やかに生み育てるために、市に期待することとして、
 - ・「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進める」と回答した割合は、就学前児童の保護者で 46.2%、小学生の保護者で 52.8%といずれも2番目に高くなっています。(複数回答)
 - ・「道路や施設などのバリアフリー化を進める」と回答した割合は、就学前児童の保護者で 12.0%、小学生の保護者で 11.0%となっています。(複数回答)
- ◆身近な地域の人に期待する子育て支援として、「子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」と回答した割合は、小学生の保護者で 73.5%と最も多くなっています。(複数回答)

課 題

- ◆子どもの事故や犯罪被害を防ぐ環境づくりが必要です。
- ◆地域全体で子どもを見守る体制づくりが必要です。

取 組

- ◆子どもや子育て家庭が安心して生活できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。
- ◆子どもを事故や犯罪から守るため、子ども自身の意識啓発を図るとともに、地域全体で子どもを見守る体制づくりを促進します。

●取組内容

具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	交通安全啓発事業	地域や関係機関等と連携し、交通安全運動を推進することにより、交通安全意識の向上を図ります。
2	防犯啓発活動事業	地域や関係機関等と連携し、自主的な防犯活動を展開することにより、犯罪の起こりにくい環境をつくります。
3	学校教育課での取組	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが安心して登下校できるよう、通学路の危険箇所について関係機関等と合同点検を実施し、その結果に基づく安全対策などの情報を共有、連携することにより危険箇所の解消に取り組みます。 ・地域との連携による見守り活動や子どもたちに対する交通安全教育を実施するなど、総合的な交通安全対策を推進し、登下校時の安全確保に努めます。

No	事務事業	事業内容
4	各関係課での取組	子どもや子育て家庭が安心して生活できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。

(6) 総合的な子育て支援の充実

現 状

- ◆「山口市は子育てがしやすいと思う」と回答した割合は、就学前児童の保護者で13.0%、小学生の保護者で16.3%、「どちらかといえば子育てがしやすい」と回答した割合は、就学前児童の保護者で55.6%、小学生の保護者で58.0%となっています。
- ◆子育てに不安や負担を感じると回答した割合は、就学前児童の保護者で43.3%、小学生の保護者で39.5%となっています。そのうち、不安や負担が解消できていないと回答した割合は、就学前児童の保護者で53.3%、小学生の保護者で66.7%となっています。
- ◆ひとり親家庭など、多様な世帯構成による家庭が増えており、総合的な子育て支援を行うことが求められています。
- ◆児童福祉法が改正され、全ての子どもとその家庭を対象に総合的な支援を行う拠点を整備することが規定されました。
- ◆地域には乳幼児と親が自由に集える場があると思う割合は就学前児童で、64.1%と高い割合になっています。
- ◆子育てに関する情報の入手方法として、就学前児童の保護者では、「友人、知人」が76.7%、「親族」が62.0%と高い割合を占めていますが、「市の窓口や広報、パンフレット、ホームページ」は24.8%となっており、小学生の保護者においても同様の傾向となっています。(複数回答)
- ◆就学前児童の保護者で、「山口市子育て応援サイト」を利用したことがある割合は33.6%で、「山口市子育て支援情報ハンドブック」を利用したことがある割合は、26.7%となっています。

課 題

- ◆核家族化や地域の人間関係の希薄化などの社会状況の変化に伴い、身近に子育てを支援してくれる人がいない家庭の孤立や、子育てに対する負担感や不安感などから家庭の養育機能の低下などの課題が生じています。
- ◆子育て家庭を関係機関が総合的に支援するネットワークづくりが求められています。
- ◆子育てに関する情報提供の充実、情報の入手方法の周知を図る必要があります。

取組

- ◆関係機関による機能連携型の山口市子ども家庭総合支援拠点において、子育て支援の体制を充実します。
- ◆全ての子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域全体で子どもを見守り、子育て家庭を支える、地域における支援の充実を図ります。
- ◆必要な家庭に子育て支援の情報が伝わるよう、子育て関連情報を一元的に提供できる体制や、多様な手段による提供など、効果的な情報提供を推進します。
- ◆子育て支援に係る人材の育成とともに、育児サークルのネットワーク活動の支援、子どもや子育て家庭の仲間づくりの場の充実を図ります。

●取組内容

具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	母親クラブ育成事業	児童の余暇指導、健康、栄養、社会生活訓練等、生活環境等に関する正しい知識を母親に対して付与する等、地域に密着した活動を行う地域活動連絡協議会（母親クラブ）に対して助成を行います。
2	児童健全育成事業	「子育て支援情報ハンドブック」の発行や、市ウェブサイト「山口市子育て支援応援サイト」の運営を通じて、子育てに関する情報の周知を行います。
3	家庭教育訪問支援事業	育児に不安を抱える保護者が増えている中、「家庭教育アドバイザー」による個別の訪問相談や小学校就学時健診等の場で啓発活動を展開することで、保護者の子育てに関する不安の軽減を図ります。
4	家庭教育講座開催事業	家庭の教育の向上を目指して、保護者等を対象に、親子のかかわり方や家庭における教育のあり方に関する講座を開催します。

5 次代を担うひとづくりを推進する事業

【目標値の設定】

この事業に対する目標値を下記のとおり設定します。

項目	現状 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
地域において子どもが健全に育成されていると感じている市民の割合	42.3%	43.8%
学校生活を楽しんでいる児童の割合	89.4%	91.4%

(1) 生きる力を育む教育の充実

現状

- ◆小学生の保護者の子育てに関する悩みで、「子どもの教育に関すること」の回答割合は37.5%で最も高くなっています。(複数回答)
- ◆全国的に深刻ないじめの問題があります。
- ◆小学生の保護者の子育てに関する悩みで、「子どもの友だちづきあい(いじめ等を含む)に関すること」の割合は29.7%で上位となっています。(複数回答)
- ◆人口減少等により、地域における人間関係の希薄化や家庭教育力の低下が懸念されています。
- ◆スマートフォンやコンピュータを持つ児童が多くなっており、インターネットを介した犯罪被害が全国的に問題となっています。
- ◆「全国学力・学習状況調査」において、「将来の夢や目標を持っている」児童の割合は、小学生で約9割、中学生で8割弱となっています。
- ◆小学生の保護者の「学校と地域の意思疎通や連携」が十分であると思う割合は64.4%となっています。

課題

- ◆いじめ問題への対応が必要です。
- ◆子どもが次代の担い手として生きる力を育むよう、学校や地域が一体となり、成長を支えることが必要です。
- ◆子どもの教育に関する相談体制が必要です。

取組

- ◆子どもの「知力」、「体力」、「徳力」、「コミュニケーション力」を育むとともに、学校・家庭・地域の連携の強化、多様な人材の育成などにより、子どもが成長する環境整備を進めます。
- ◆山口市の次代を担う子どもが、思春期において健全な母性や父性を育み、生命と性に対する正しい知識を得るための教育を充実するとともに、健全な育成を支える地域の環境づくりを進めます。
- ◆将来、社会人、職業人として自立していくために必要な意欲・態度、能力を身に付けるよう、キャリア教育を推進します。
- ◆学校の授業だけでなく、地域の様々な場において、乳幼児や高齢者など多世代と交流する機会をもつことができるよう、市の子育て施策や地域の子育てに関する活動と連携した取組を推進します。

●取組内容

具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	情報教育環境整備事業	インターネットの利用の中でも特に SNS の利用について、子どもがインターネット上のトラブルに遭わないよう、正しい使い方の習得だけでなく、その危険性を理解し、自己防衛できる判断力の育成をめざした情報モラル教育に取り組みます。
2	学習支援事業	小中学校に補助教員を配置し、少人数指導へ対応します。
3	英語指導助手配置事業	学校へ外国語指導助手を派遣し、外国語活動・外国語教育を支援します。
4	子どもの笑顔づくり推進事業	いじめ防止基本方針に基づき、誰もが笑顔で楽しい学校生活を送るために、専門指導員の派遣、指導、相談体制の充実などにより、いじめ、不登校問題の解消に取り組みます。
5	教育相談室管理運営業務	教育相談員による教育相談や、学校等への訪問を実施します。
6	教育支援センター管理運営業務	不登校の児童・生徒一人ひとりの実態に応じた活動内容を計画し、学校への復帰と自立を支援します。
7	地域ぐるみ子育て支援推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの教育を主眼に地域内連携を進める「地域協育ネット」の取組の活性化を図ります。 ・市独自の教育支援ネットワークである「やまぐち路傍塾」登録者の経験、知識、技能を学校や地域で活用することで子どもたちの学びを深めます。

No	事務事業	事業内容
8	青少年センター運営事業	豊かな心をはぐくみ、青少年の健全育成を図るため、地域と連携した取組を推進します。
9	子どもの居場所づくり推進事業	青少年の豊かな人間性や「生きる力」をはぐくむため、地域の多様な方々の参画を得て、放課後や週末において地域の特性を生かした多様な体験活動の機会を設け、安全安心な子どもの居場所を創出します。
10	児童健全育成事業	子どもを生み育てる喜びを感じ、将来、親となったときのための子育て体験や、命の大切さを理解する場として、次代の親となる生徒を対象に、学校と連携して乳幼児にふれあう機会を提供する思春期子育て体験事業を実施します。

(2) 子どもの居場所づくりと体験機会の提供

現 状

- ◆地域における人間関係の希薄化や、家庭教育機会の減少が懸念されています。
- ◆子どもや学生を対象とした出張講座・研修・見学・イベントを実施していますが、内容により参加者が少ないことがあります。
- ◆小学生の保護者で「様々な遊びや体験学習をする場や機会に恵まれていると思う」と回答した割合は62.3%となっています。
- ◆小学生の保護者で「様々な年代の人と交流する機会に恵まれていると思う」と回答した割合は、62.3%となっています。
- ◆子どもを健やかに生み育てるために、市に期待することとして、「放課後児童クラブのほかにも、子どもの放課後の居場所を増やす」と回答した割合は44.4%、「地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会を増やす」と回答した割合は36.9%となっています。(複数回答)
- ◆小学生の保護者で「児童館を知っているが、利用したことがない」と回答した割合は、51.0%となっています。

課 題

- ◆子どもが次代の担い手として生きる力を育むよう、学校や地域が一体となり、成長を支えることが必要です。
- ◆出張講座・研修・見学・イベント等を充実させ、参加者の増加に取り組む必要があります。
- ◆様々な体験ができる機会、様々な世代の人との交流の場を提供する必要があります。
- ◆保育所や放課後児童クラブへ通う児童の増加や児童の生活スタイルの変化等により、児童館を利用する人が少なくなっています。

取 組

- ◆放課後子ども教室やその他の地域での活動においては、地域の様々な取組と連携を図り、子どもたちが放課後や週末等に地域社会の中で安全で安心して、健やかに成長することができる環境づくりを推進します。
- ◆新・放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施します。
- ◆子どもたちが参加したいと思う魅力あるイベント内容を検討し、郷土の歴史や文化を学習する環境づくりを推進します。
- ◆子どもたちが、様々な体験ができる機会、様々な世代の人との交流できる場の充実に取り組みます。

- ◆児童館においては、多世代の交流や、魅力的な講座等の企画・運営を行い、より多くの方々が児童館を利用されるような環境づくりを推進します。また、児童館の役割を見直し、児童館機能の移設や複合化について検討していきます。

●取組内容

具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	山口市菜香亭企画運営事業 文化振興財団企画運営事業 市民会館企画運営事業 C・S赤れんが企画運営事業 中原中也記念館運営業務 山口情報芸術センター企画運営事業 嘉村磯多生家活用事業	<ul style="list-style-type: none"> 子どもや親子連れが来場しやすく、親しみやすい環境の充実を図りつつ、子どもたちに質の高い芸術文化に触れる機会を提供していきます。 子どもたちを対象としたオリジナルワークショップの展開や子どもたちが参加しやすい環境の充実を図ると共に、施設の特色を活かした展示や体験事業の実施を通じて、柔軟な発想力や創造性を養い、子どもの芸術創造活動を推進していきます。
2	図書館管理運営事業	利用者サービスの向上を図るほか、図書館システムの導入による管理の効率化、市民への知識の提供、心安らぐ憩いの場、コミュニケーションの場としての図書館の機能強化を図ります。
3	文化財保護事務 歴史民俗資料館管理運営業務 鑄銭司郷土館管理運営業務 小郡文化資料館管理運営業務 秋穂歴史民俗資料館管理運営業務 徳地文化伝承館管理運営業務 旧中川家住宅管理運営業務 十朋亭維新館管理運営業務	地域の歴史や文化についての理解を深めるとともに、愛着と誇りを持つことができるよう、様々な取組の充実を図ります。
4	濟南市との交流事業	青少年で構成する訪問団の派遣など、姉妹・友好都市等を中心とした海外の人々と交流することにより、国際感覚の醸成を図ります。
5	ホストタウン交流事業	国際交流員による青少年を対象としたスペインの文化や遊びを体験できる講座の実施などにより、国際感覚の醸成を図ります。
6	山口児童館管理運営業務 三和児童館管理運営業務 上郷児童館管理運営業務 秋穂コミュニティセンター管理運営業務	児童向け講座や各種クラブの実施、多世代との交流活動を実施するなど、児童が健全な遊びを通して情操が豊かになるよう、児童館の管理運営を行います。
7	地域スポーツ活動活性化事業	総合型地域スポーツクラブをはじめとする地域スポーツクラブへの参加を促進します。

No	事務事業	事業内容
8	子どもの居場所づくり推進事業【再掲】	青少年の豊かな人間性や「生きる力」をはぐくむため、地域の多様な方々の参画を得て、放課後や週末において地域の特性を生かした多様な体験活動の機会を設け、安全安心な子どもの居場所を創出します。

6 仕事と子育ての両立を推進する事業

【目標値の設定】

この事業に対する目標値を下記のとおり設定します。

項目	現状 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
働きやすく、生活とのバランスがとれたまちだと思える市民の割合	45.7%	52.0%

(1) ワーク・ライフ・バランスの実現

現状

- ◆国において、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進、仕事と家庭の両立支援の取組といった仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現のための施策を社会全体として推進されています。
- ◆全国的に共働き世帯は年々増加しています。
- ◆就学前児童の母親が就業している割合は65.1%であり、就業していない母親のうち、24.1%が1年以内の就業意向があります。

課題

- ◆子育てを支援する職場の環境づくり、育児休業が取得できる職場の環境づくりが必要です。
- ◆父親、母親が家庭での責任を果たすことができるよう、固定的な役割分担の意識を見直す必要があります。

取組

- ◆子育てと仕事の両立ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの意義や働き方の見直しについての意識啓発に取り組みます。
- ◆男性が子育てに参画することの重要性の啓発や、男性の育児に関する情報提供の充実を図ります。

●取組内容

具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	働き方改革推進事業	子育て女性等を中心に働くことに対するきっかけづくりを目的としたセミナーや、企業との交流促進等の取組を行います。
2	男女共同参画基本計画策定・推進事業	男性が家事や子育て、地域への参画等を自らのことと捉え、主体的な参画を促進するための広報を行い、職場優先の意識やライフスタイルの見直し、固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行います。
3	男女共同参画センター運営事業	ワーク・ライフ・バランス、イクメンをテーマとした講座等を開催し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発を行います。

(2) 働きやすい環境づくり

現 状

- ◆子どもが生まれた時に育児休業を取得した（取得中）と回答した割合は、就学前児童の母親で39.6%となっていますが、50.0%が「働いていなかった」と回答しており、働いていた母親だけで見ると育児休業を取得した割合は約8割となっています。
一方、就学前児童の父親では、育児休業を取得した（取得中）と回答した割合は3.3%となっています。
- ◆現在も育児休業中である就学前児童の母親で、必ず預けられる事業があれば、「1歳になるまで育児休業を取得したい」と回答した割合は、86.7%となっています。
- ◆育児休業を取得していない理由としては、就学前児童の母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が31.0%、「職場に育児休業の制度がなかった」が26.2%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が16.1%となっています。
一方、就学前児童の父親では、「仕事が忙しかった」が33.1%、「制度を利用する必要がなかった」が28.6%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が23.4%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が22.8%となっています。
(複数回答あり)

課 題

- ◆子育て中の保護者を支援する環境づくりなど企業に向けた意識啓発が必要です。
- ◆育児休業が取得しやすい環境を整える必要があります。

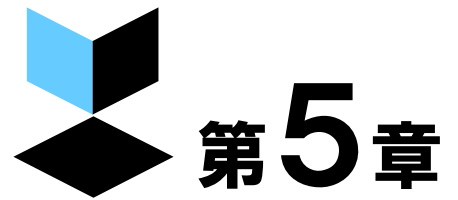
取 組

- ◆育児休業制度など各種法制度の普及、子育てを支援する環境づくりなどの意識啓発に取り組みます。
- ◆働き方改革や職場の環境改善に関するセミナー等を開催する企業に対して、支援を行います。

●取組内容

具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	人材確保企業支援事業	企業に対し、人材を確保しやすくするための職場の環境改善に関するセミナーの開催や専門家派遣による支援を行います。
2	働き方改革推進事業	働き方改革や職場環境改善に関するセミナーの開催を自社で行う企業に対し、セミナー開催費用等を補助します。



本市の幼稚園、保育園の展望 （将来の姿）

1 公立幼稚園、保育園の再編整備

（1）現状

- ◆本市の公立幼稚園・保育園の施設定員、入園（所）状況、職員数は下表のとおりです。
- ◆ほぼ全ての公立幼稚園・保育園において、入園（所）児童数が施設利用定員未満となっています。また、公立幼稚園のうち、入園（所）児童数が定員を大幅に下回り、集団教育が難しくなっていることから、合同保育を実施している幼稚園があります。
- ◆公立保育園では、園舎や設備の老朽化が進んでいる園、耐震性を有しない園が見られます。
- ◆幼児教育・保育の無償化により、保育園の入園（所）希望が幼稚園に対して相対的に高くなっています。

●公立幼稚園の施設利用定員、入園状況、職員数 （単位：人）

施設名	定員	入園児童数		職員数
		（平成31年4月1日）	（令和元年10月1日）	（園長・教諭） （平成31年4月1日）
仁保	35	19	20	2
小鯖	35	30	28	2
大内	140	48	46	3
宮野	155	48	46	6
吉敷	140	45	45	4
平川	140	72	73	4
鑄銭司	50	6	7	2
名田島	50	12	11	2
二島	50	20	23	2
秋穂	50	3	3	1
計	845	303	302	28

●公立保育園の施設利用定員、入園（所）状況、職員数 （単位：人）

施設名	定員	入園(所)児童数 (平成31年4月1日)			入園(所)児童数 (令和元年10月1日)			職員数 (平成31年4月1日)		
		3歳未満	3歳以上	計	3歳未満	3歳以上	計	園長・保育士	調理・その他	計
山口	150	48	101	149	52	100	152	22	4	26
東山	120	27	73	100	26	72	98	10	2	12
大内	120	27	65	92	28	65	93	14	2	16
陶	80	25	46	71	27	49	76	12	2	14
楠木	120	32	74	106	32	74	106	20	5	25
三の宮	110	28	68	96	29	70	99	11	3	14
山口第二	40	35	0	35	41	0	41	8	2	10
小郡	90	17	78	95	17	79	96	13	2	15
小郡上郷	140	51	76	127	51	77	128	21	3	24
あじす	120	31	64	95	36	65	101	18	2	20
堀	20	4	16	20	7	16	23	5	1	6
生雲	20	0	7	7	1	7	8	2	0	2
地福	20	0	13	13	0	12	12	4	0	4
徳佐	60	4	14	18	10	16	26	6	1	7
仁保	15	0	13	13	0	13	13	1	0	1
小鯖	15	0	12	12	0	15	15	2	0	2
計	1,240	329	720	1,049	357	730	1,087	169	29	198

※仁保、小鯖の幼稚園・保育園兼任職員は幼稚園で計上しています。

(2) 今後の方針

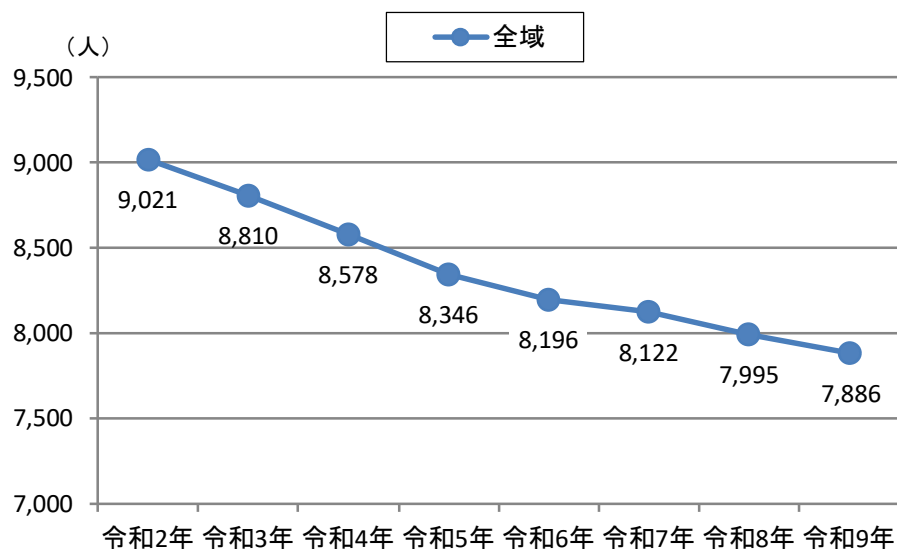
- ◆乳幼児期における教育・保育について、保育園を希望する保護者が増加傾向にある一方で、幼稚園での教育を希望する保護者も一定数おられることから、将来に向けて公立園が提供する形態は、認定こども園とします。
- ◆公立幼稚園・保育園の認定こども園化については、既存の公立幼稚園・保育園の再編統合により行っていくものとし、地域の関係者や私立の幼稚園・保育園事業者の意見を踏まえながら、実施可能な園から順次認定こども園への移行を図ります。あわせて、公立幼稚園と公立保育園が近接しており、保育園では待機児童、幼稚園では空き教室が生じている場合は、施設の有効活用を図るため、暫定的な保育用途での運営を検討します。
- ◆本計画期間中では、令和4年4月の開設を目標に、鑄銭司幼稚園、名田島幼稚園、二島幼稚園、秋穂幼稚園の再編統合による認定こども園化を推進します。
- ◆この他の公立幼稚園・保育園については、園舎、設備の更新や老朽化対策に合わせ、平成22年6月に策定した「山口市公立保育園の民営化基本方針」に示した公立保育園の役割を踏まえて、私立の幼稚園・保育園との配置バランスや定員バランス等を考慮しながら、本計画期間中に具体的な手法を検討します。

施設	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
	第二期山口市子ども・子育て支援事業計画					第三期計画			
鑄銭司幼稚園 名田島幼稚園 二島幼稚園 秋穂幼稚園	開設準備 設計	工事	認定こども園 (R4.4.1開設)	→					
上記以外の 公立幼稚園 ・保育園	(仮称)山口市幼児教育・保育サービス 検討懇話会			検討懇話会での検討結果に基づく個別再編統合					

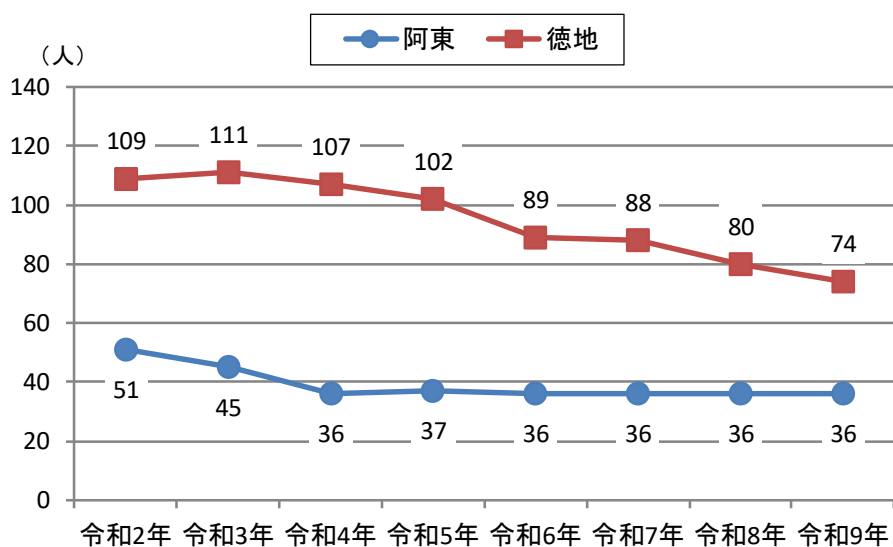
2 子どもの人口減少に対応した幼児教育・保育サービスの提供

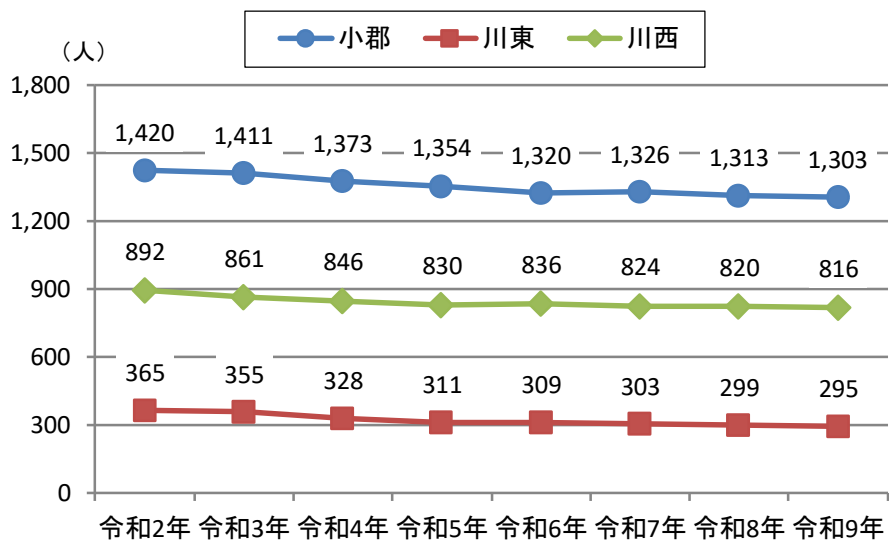
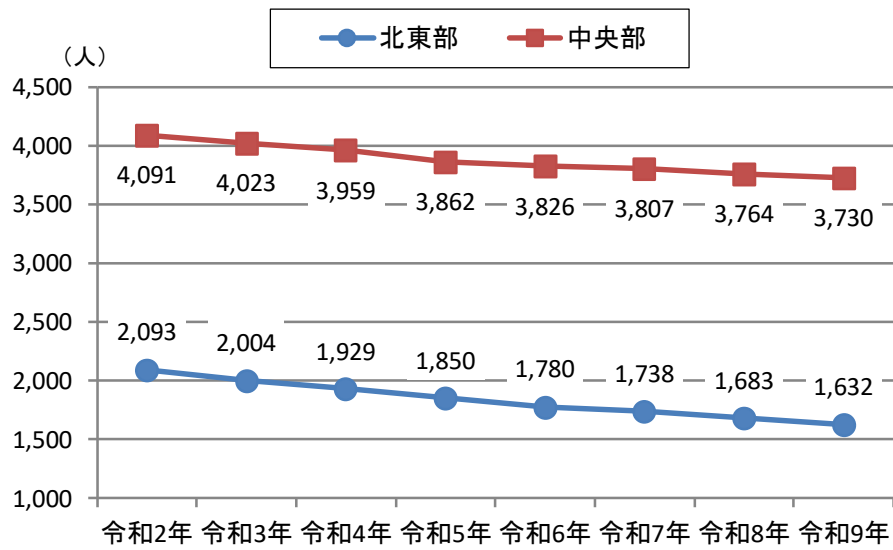
（1）現状

- ◆本市の未就学の子どもの人口は、平成31年4月1日現在の9,291人から、令和6年4月1日には8,196人になるものと推計されます。



- ◆区域別に見ると以下のグラフのとおりとなり、長期的には、どの区域も子どもの人口は減少していくものと見込まれます。





◆区域毎の私立幼稚園・保育園等の施設利用定員、入園（所）状況、職員数は、下表のとおりです。

区分	施設名	定員	入園（所）児童数 （平成31年4月1日）			入園（所）児童数 （令和元年10月1日）			職員数 （平成31年4月1日）		
			3歳未満	3歳以上	計	3歳未満	3歳以上	計	園長 教諭 保育士	調理 その他	計
阿東区域											
(該当なし)											
徳地区域											
保育園	島地保育園	60	15	28	43	19	28	47	11	2	13
	花尾保育園	20	4	9	13	5	8	13	6	1	7
北東部区域											
幼稚園 (未移行)	管内幼稚園	200	1	84	85	8	84	92	7	2	9
保育園	大内光輪保育園	150	67	106	173	67	106	173	25	1	26
	大内すこやか保育園	90	44	55	99	54	54	108	19	6	25
	大内なかよしこども園	90	47	55	102	52	55	107	17	4	21
	きらきら星保育園	90	45	50	95	49	51	100	19	1	20
	愛児園みやの森保育園	80	32	40	72	39	41	80	15	5	20
	花尾第二保育園	20	8	13	21	10	13	23	6	1	7
	夢の星保育園大内園	60	29	42	71	34	45	79	10	3	13
	みのり保育園	60	33	43	76	36	43	79	11	1	12
地域型保育	山口ココモ保育園	18	19	0	19	22	0	22	6	0	6
中央部区域											
幼稚園 (未移行)	亀山幼稚園	80	0	89	89	0	88	88	8	0	8
	湯田幼稚園	105	7	30	37	7	33	40	4	1	5
	山口中央幼稚園	190	0	162	162	0	164	164	16	3	19
	山口天使幼稚園	260	0	255	255	4	251	255	26	0	26
	明星幼稚園	190	0	70	70	0	71	71	12	2	14
	山口大学教育学部附属幼稚園	125	0	95	95	0	96	96	5	1	6
保育園	愛児園湯田保育所	180	59	117	176	60	116	176	23	9	32
	愛児園乳児保育所	60	53	0	53	67	0	67	18	4	22
	愛児園平川保育所	150	61	91	152	66	91	157	27	5	32
	おおとり保育園	150	56	90	146	59	89	148	22	5	27
	めばえ保育園	150	69	95	164	72	97	169	21	4	25
	とものその保育園	120	36	71	107	39	69	108	14	3	17
	夢の星保育園穂積園	70	32	46	78	39	46	85	11	1	12
	はあと保育園中央	120	51	23	74	53	26	79	14	3	17
認定こども園	野田学園幼稚園（幼）	210	0	187	187	0	166	166	13	3	16
	野田学園幼稚園（保）	147	57	116	173	63	136	199	22	7	29
	旭幼稚園（幼）	285	0	269	269	0	267	267	22	3	25
	旭幼稚園（保）	130	41	81	122	51	83	134	35	4	39
地域型保育	ブティットーノ坂保育園	18	8	0	8	16	0	16	4	0	4
	はあと保育園吉敷	45	25	0	25	36	0	36	7	3	10
	山口ヤクルト平川保育園	19	10	1	11	12	0	12	4	1	5
	中央ココモ保育園	19	18	0	18	22	0	22	7	1	8
	うる保育園	17	15	0	15	17	0	17	5	2	7

区分	施設名	定員	入園（所）児童数 （平成31年4月1日）			入園（所）児童数 （令和元年10月1日）			職員数 （平成31年4月1日）		
			3歳未満	3歳以上	計	3歳未満	3歳以上	計	園長 教諭 保育士	調理 その他	計
小郡区域											
幼稚園 (未移行)	山口県鴻城高校附属幼稚園	350	21	260	281	29	256	285	31	2	33
	小郡幼稚園	250	3	211	214	21	214	235	24	1	25
保育園	たんぼぼ保育園	118	54	60	114	58	60	118	22	4	26
	はあと保育園新山口	120	47	58	105	50	59	109	12	2	14
地域型保育	U NURSERY 新山口2号館	19	17	0	17	19	0	19	4	1	5
川東区域											
幼稚園 (施設型給付)	西円寺幼稚園	70	0	53	53	1	52	53	5	0	5
保育園	秋穂保育園	50	12	48	60	15	49	64	10	2	12
	大海保育園	60	22	47	69	23	46	69	15	2	17
川西区域											
保育園	嘉川保育園	110	33	96	129	35	97	132	16	6	22
	三つ葉保育園	50	20	36	56	19	36	55	8	2	10
	さやま保育園	120	39	69	108	40	69	109	19	3	22
認定こども園	阿知須幼稚園（幼）	120	0	96	96	14	96	110	9	1	10
	阿知須幼稚園（保）	69	28	47	75	31	49	80	17	3	20
地域型保育	もりもり保育園	19	15	0	15	17	0	17	5	2	7

◆待機児童解消に向けた緊急的な施設整備は、令和2年度分で整うこととなり、中長期的には、供給量（施設利用定員）＞需要量（利用者数）となる見込みです。

◆私立幼稚園では、施設型給付の幼稚園又は認定こども園への移行が進んでいます。

（2）今後の方針

◆5年後、10年後の本市の子ども人口の動向を見据え、待機児童解消後の市内の幼稚園・保育園等の持続的、安定的な施設運営に資するため、区域ごと、公立園私立園ごとの保育サービス形態の検討にあたっては、（仮称）山口市幼児教育・保育サービス検討懇話会を設置します。

◆本計画期間中に、第三期計画以降の区域ごとに必要な公立園・私立園の定員、及び保育サービス形態を明らかにする配置計画をまとめ、具体的な整備計画を示すこととします。



資料編

1 用語解説

用語	解説	初出ページ
あ行		
ICT	情報通信技術。Information and Communications Technology の略。	66
いじめ防止基本方針	平成 25 年 9 月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」の規定により、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために文部科学省が策定した方針。 これを受け、市では、平成 26 年 5 月に「山口市いじめ防止基本方針」を策定し、平成 30 年 3 月に改定。	82
一般世帯	昭和 60 年以降の国勢調査では、世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分。 このうち、一般世帯は、以下の世帯が対象。 ①居住と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と居住を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含める。 ②「①」の世帯と居住を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者 ③会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者	13
インクルーシブ教育	障がいの有無に関わらず、誰もが「違う」ことを前提として、全ての子どもに対して、一人ひとりの教育ニーズにあった適切な教育的支援を通常の学級において行う教育。	75
インターンシップ	学生が一定期間、企業などの中で研修生として働き、将来、自分がなりたい職業の関連分野の就業体験ができる制度。	62
か行		
核家族世帯	以下の世帯が該当。 ①夫婦のみの世帯 ②夫婦と子どもからなる世帯 ③父親と子どもからなる世帯 ④母親と子どもからなる世帯	13
キャリア教育	子どもたちには、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力が求められており、この視点に立って日々の教育活動を展開すること。	82
教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育の制度上の総称。	26
合計特殊出生率	15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したものの。1 人の女性とその年齢別出生率で生涯の間に産むと見込まれる子どもの数に相当する。	12
子育て支援情報ハンドブック	市の子育てに関する情報（制度や各種手当、サービスなど）をまとめた冊子。 市公式ウェブサイトからも閲覧可能。	79

子ども・子育て関連3法	以下の3つの法律の総称。 ①子ども・子育て支援法 ②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律 ③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	1
子どもの貧困	子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る必要がある。そのため、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進する「子供の貧困対策に関する大綱」が平成26年8月に定められた。	7
さ行		
施設型給付	子ども・子育て支援新制度における幼稚園・保育園・認定こども園を通じた共通の給付（財政支援）。	29
市町村子ども・子育て支援事業計画	新制度の実施主体である市町村が、5年を1期としてその計画期間における幼児期の学校教育・保育地域の子育て支援について定める需給計画。	2
児童虐待	保護者（親又は親に代わる養育者）が、子どもの心や身体を傷つけ、子どもの健やかな発育や発達に悪い影響を与えること。法律では、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（保護の怠慢、養育の放棄）、心理的虐待の4種類に分類。	8
新・放課後子ども総合プラン	共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備等を進めるためのプラン。 平成26年7月に策定された「放課後子ども総合プラン」の進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、平成30年9月に策定された計画。	7
た行		
待機児童解消加速化プラン	保育園などに入ることができない待機児童の解消に向け平成25年4月に発表されたもの。平成26年度末までを「集中取組期間」として定員を20万人増やし、その後3年間でさらに20万人増やすことで、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに待機児童ゼロを目指すプラン。	8
単独世帯	世帯人員が1人の世帯。	13

地域型保育事業	子ども・子育て支援新制度では、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとして、幼稚園や保育園、認定こども園などの「教育・保育施設」のほかに、以下の4つを地域型保育事業（市町村による認可事業）として児童福祉法に位置付けている。いずれも3歳未満児が主な対象。 ①定員が1～5人の「家庭的保育」 ②定員が6～19人の「小規模保育」 ③保育を必要とする子どもの居宅で保育を行う「居宅訪問型保育」 ④従業員の子どもや地域の子どもの保育する「事業所内保育」	26
地域協育ネット	幼児期から中学校卒業程度までの子どもたちの育ちや学びを地域ぐるみで見守り、支援するため、概ね中学校区を1つの単位として、学校・家庭・地域が連携して様々な体験機会等を提供する仕組み。	82
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」。	59
は行		
発達障がい	生まれつき脳の発達が通常と違うこと。人は、家庭環境や教育環境など、様々な外的要因に影響を受けながら一生を通して発達していく存在であるため、周囲の理解や適切なサポートが重要。	75
PFI	民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法のこと。国や地方自治体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に社会資本の整備や、高い公共サービスの提供などが期待される有効な手段。Private Finance Initiative の略	67
や行		
やまぐち路傍塾 （山口市教育支援ネットワーク）	市民が、これまでに積まれた経験などを学校教育や生涯学習、社会教育の充実に活かしていただくための登録制度。	82
ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい都市や生活環境をデザインする考え方。	77
要保護児童対策地域協議会	要保護児童等への適切な支援を図るため、関係機関が連携を図り、児童虐待等への対応を進めるため設置した組織。	26
ら行		
療育	障がいのある子どもの発達を促し、自立して生活できるように援助すること。	75
わ行		
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のことで、憲章では「一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義されている。	27